

護良親王、之れに答へて、曰く、高時、業に既に誅に伏せりと雖、餘黨猶ほ未だ熾きす、邛家の表は、正しく  
 裁定を見るか如きも、伏して其の背裏を鑑ふれば、小、高時、尙ほ幾多潜在して、侵害の大、北條よりも  
 怖るべきものあり、宜しく武備を嚴にし、以て觀望を絶つべきなり。  
 陛下の徳、微臣の謀、幸に以て今日あるを到せり。然れ雖、足利尊氏、攘むて之れを己の功となす、  
 今其の力の微なるに及むて、之れを除かざれば、復々一つの高時を生ずるなり。  
 臣聞く、俯首に二道あり、一つを攝受、一つを折伏と、陛下願はくは、臣に任するに戎事を以てせられむ事を  
 臣須らく、陛下の爲めに、折伏せんとす。  
 陛下憚り給はず、勉めて之れを容る、而して、征夷大將軍を拜し給ふ。されど尊氏を誅する事は許し給はず  
 りき。この時、赤松則村先驅たり、竟に足利尊氏、京師に克つや、深く護良親王の、威望を思ひ、竊かに  
 激して、之を除かむと謀る。護良親王また、尊氏を除かむと謀り、密かに令を發して、諸國の兵を徴し給ふ。然  
 れ雖、帝、尊氏を誅する事を許し給はず、爲めに遂に止む。諸國の將士、護良親王に恩を負ふ者甚だ多  
 し、尊氏終に己に利あらざるを敏り、帝の寵姫三位局藤原氏に親しく結ひて、其の機を得、變を上る。  
 護良親王、反し、帝を廢し、王子陸良を立て、帝となさ、籌謀ありと告ぐ、藤原氏また、傍より大  
 に之れに賛す。帝、宸怒し給ふ事甚だし、建武元年十月、中殿の和歌會に託して、護良親王を召さ  
 る、而して武士に命じて、之れを捕へしめ、竟に馬場殿に幽閉し給ふ。其の親、臣三十餘人を又拉して、悉く  
 誅せらる。護良親王之れを開き玉いて、憤怨限りなし。乃ち宮人に倚りて上書し玉ふ。曰く、

臣、罪累を得て、敢て冤枉を訴ふ、唯た陛下之れを憫察せよ、臣、夙に武臣の專横を憤り、法服を  
 釋て、戎衣を被り、寧ろ世の譏を受くも、然も君父の爲に軀を忘る、在廷の臣子、敢て力を効すなく、而  
 して、臣、獨り空拳を張り、以て強敵に抗す、賊の耳目、臣の身に集り、臣を購ふに万戸を以てす、臣晝  
 伏し、夜行き、山谷に匿れ、霜雪を踐み、殆ど死して復た生くるもの數は、思を焦し籌を運らし、遂に誅夷  
 の績を底すを得たり。加も、圖らざりき、罪を爰に覆むとは、仰いて天に訴へむとすれば、日月不孝の子を  
 照さず、俯して將に地に哭せんとすれば、山川無禮の臣を載せず、父子義絶へ、乾坤共に棄つ、臣、敢て復た  
 世に望みあらざるなり、もし死刑を宥ると、籍を削つて、佛に歸せば、臣、終身悔ゆるなし。  
 抑も申生死して、晋國亂れ、扶蘇刑せられて、秦世傾く、聖明、蓋そ古を延いて、今を鑒せざる。  
 涕、限ち、心、悟し、言はむと欲するところを知らず、と書せらる。  
 百條有司中外、之を畏れ之を憚かつて、屏けて奏達せざりき。十一月、勅命ありて、護良親王を、足利  
 直義に附せしめ給ひ、鎌倉に從して、容を二階堂ヶ谷に穿ちて、堅幽せられ、一宮人を從つて侍せしめらる、其  
 の二年七月、北條時行、鎌倉を逆襲するや、直義敗れて走るに該り、直義、淵邊義博に命じて。曰  
 く、北條時行、は患ふるに足らず、唯た患ふべきは、兵部卿、護良親王なり、この機に乗し、汝宜しく  
 之を除くへし、と。則ち往つて刺さむとす、親王燭を点し、經を讀み給ふ、容外、窺ふ者あり、親王敏  
 くも之を見て、汝吾を殺さむとすか、と。前て其の刃を奪ふ、義博、跪むて其の膝を研る、之を踏し胸に  
 跨つて其の咽を刺さむとす、親王、頭を縮む、劔尖口に入る、親王、鋒を嚙むて折る、義博、二刃を抜い

て、其の心を刺す、竟に絶へ給ふ。義博、御首を、直義に示さむとして、断ちて密中を出て、月光に御面を見れば、鋒を合むて眼し給はざる、業貌、憤、痕、天を衝き御眼は、目を射る、義博、戦慄して、御首を蔽中に棄て去る。親王、御歳時に二十有八にお座したりき。

密中に一人の侍女、王子を誑む、親王の惨害ありて、事の状を具上せむか爲め、道を都に執られたりしも、王子却つて手足に纏はり、且つは都にての間へも悪しからむ、と。織姫侍女の千々の思ひ憐みに亂るゝ行く道に、一僧に逢ふ、事の情を秘して、佛の御弟子たらしめむ事を請ふ。僧侶心易く肯い、嬰兒を懐にして去る。

何ぞ計らむ、之れ敵、尊氏の叔父、三位日靜上人ならむとは。侍女都に歸り、遂に嵯峨の奥に草庵を結び、寮を下し尼と爲る。この御子こそ、長ならせて後、楞嚴坊日叡上人にそありぬる。

嘉曆三年十二月廿日、日印上人遷化の後、日靜上人、本園寺の貫主となる、然るに日印遷化の前日、日靜上人に法を譲る。

楞嚴坊の跡、石井の庵、日靜上人之を改造して、其の法弟、日叡に附屬せらる、寺號を建て、長勝寺と謂ふ。寺號の長勝寺たる所以は、鎌倉柳營の武人、長勝なる者の屋形の跡にして、石井の庵、爰にあり、故に地跡に因んで、この寺號を以てせられしなり。

鎌倉、本園寺の地跡は、大半公儀に献納して、剩餘の地を、長勝寺の管領とし、石井の道場に附置かる。日靜上人在京の節、本山の命を受け、妙法花院の跡なれば、新たに妙法寺と改めて、楞嚴山と號す。其の後、大倉ヶ谷に遷し、自から、妙法坊と名稱せり。之れ本園寺の事なり。

法 性 寺

素を尋ぬれば、御猿島の靈所として、殊更に由緒あり、日朝の法弟、九老僧、越中坊阿闍梨朝慶、草堂を建立し、往來化導の靈地なりしか。妙龍院日靜僧都の命によりて、玉泉院日憲上人、曆應二年更に建立せり。康永三年、日靜上人上洛以後、貞和元年二月下旬、また其の末寺、大法寺、妙階寺、天靈寺、本教寺、法性寺を併せて都に移し、油小路左衛門督隆蔭卿の、七條屋敷に寺地を定めて遷す。後ち、日靜上人尊氏に請ふ處あり、即ち命じて、五ヶ寺を悉く各別に興起せしめたり。

然るに、爰に淳教上人と言へるは、(第二)、桓武帝の後裔にして、松原伯耆守光盛の男なり、始め延曆寺二品親王梶井宮、承覺法親王の(後宇多帝皇子後)侍者にして、吉祥坊阿闍梨と號し、綾小路堀川の東勅願所、神光院の一字に住じ、聖連長久の丹誠を祈り、皇運回天の修驗殊に奇瑞あり、其の爲め遂に三位大僧都に位せらる。

元徳の災禍に、捕れて鎌倉に曳かれたる日野大納言資朝卿を慕ひ、佐渡國に趣かんとして都を立ち出づ、然るに道程越中路に於て資朝卿の近かく殺害せられ今は存生に非ざる事を聞きて感慨の涙とどめ難く、せめて柳營の地にても偲はんと道を更に相州に變へ鎌倉に至る、歩も交じゆる一日、偶々法性寺の講演に會す、論難諸宗を痛罵すること縦横甚烈、淳教傍らにありて、之れを聽聞するに堪へず、即ち座を叩いて立ち、臺家の宗旨を綴論して、本化の宗流に異論を加ふ、難問討論、舌鋒火を吐くか如し、遂に正法の、理淳教を伏せしむるに至る。

淳教深く現當の惑を解く、由來頓に信仰の念を増し、遂に歸伏して、日憲の附弟と爲れり。時恰も尊氏、勅命をも俟たず、北條時行、追討の爲めに、東國に下向せるの際なり、尊氏風に逆心の聞えありければ。時行、追討の勅命は更めて新田義貞に降し給ひ、再び關東に指下し給ふ。

淳教、義貞の家臣、松原下總守に通じて官軍に屬し、箱根竹の下の戰に忠功を抽す、又謀計を助くるに、間道の策を獻す。

延元元年、(建武三年と全し)在寺神光院の道場、兵火に罹りて灰燼す、日野大納言資名卿の計らひに據り、先院の祈願所領を附弟の童、松二郎光俊に賜はれり、之れより武家の殉業に移りて、彼の寺遂に亡滅す。永徳元年二月二十一日淳教逝去す。

其の後、尊氏、日憲に命じ、寺地望むへしとの沙汰を爲せり、之れ三位日靜の計ひなる事言ふまでもなし、日憲改め乞ふて彼の神光院の寺跡を請ふ、於茲更らに勅願寺の舊形を起し、舊地を再興すへく、先帝勅願の旨を下し給ふ、故に、淳教を二祖とはなせり。日憲、貞治二年十月十三日示寂す。

後醍醐院

神光院爲祈願所 宜專佛法之紹隆奉禱聖運長久者 院宣如此 悉之以狀

六月十三日

淳教上人庵室

權大納言師賢

附言

足利義教は痛く妙宗を憎悪し、日藝上人時代の破權文理四個の格言を禁し、剃さへ評論を妨げ、名を公用に假りて先例の義綱を没收し押して寺領を取上く、加之院宇を壬生の片邊りに遷して、更に其再建を妨ぐ、爲に真微年と俱重り行きて、頑敗其の極に達し、て漸く草庵を結び、僅かに僧徒の住ふに足る如きなりき。更に足利義政の時に至つて、其の寺地を公儀に没收せんとす、然るに、日藝上人、管領 畠山 政長、許に請願して、本院の由緒を説き院宣を示して強訴す、審問の結果、政長狀を以て通牒し來る、其の文に

貴寺爲神光院寺跡事 被聞食候 就其御用地御免之御事候委細猶神保與三可申候恐々謹言

八月十日

法性寺

政長在判

如上の制壓を加へられしも、辛く寺地の退轉は脱かれけり、然も檀徒等日日に詣て來りて漸く舊態に改まらんとす。

然るに、大永年中上都に遷され、秀吉公の時代更に又京極に移されたるも、寛文の法亂に遂に灰燼して、惜哉既に頽廢今日に及べり。

今參考として其の

歴代の統系を擧ぐれば

▲日蓮聖人

大國阿闍梨 日朗上人 摩訶一阿闍梨法印 妙龍院法印 日靜大僧都 應安三己酉六月七日  
元應二庚辰正月廿一日 日印上人 嘉應三戊辰二月廿日

大圓院法印

一覺院法印

本高院法印

大智院法印

日傳上人

日經大僧都

日嚴上人

日聰大僧都

應永六年己丑四月一日

文安三己酉四月五日

永享五癸丑正月廿九日

妙勝院法印

成就院法印

大聖院法印

勸業院法印

日曉僧正

日山大僧都

日堯大僧都

日了僧正

文正元丙戌二月六日

延徳元己酉七月廿九日

大正三丙子五月廿九日

永正七庚午八月廿九日

法性院法印

蓮光院法印

中道院法印

究竟院法印

日導大僧都

日助大僧都

日栖上人

日禎僧正

永正大辛巳正月三日

天文三癸丑七月廿九日

天正七癸未四月三日

元和三丁巳月廿九日

鷲法院法印大和尚

遍明院法印

休院法印

一心院法印

日宿大僧正

日智上人

日運僧正

日廷上人

寛永廿一年甲申七月四日

寛永元甲子四月廿九日

(以下略)

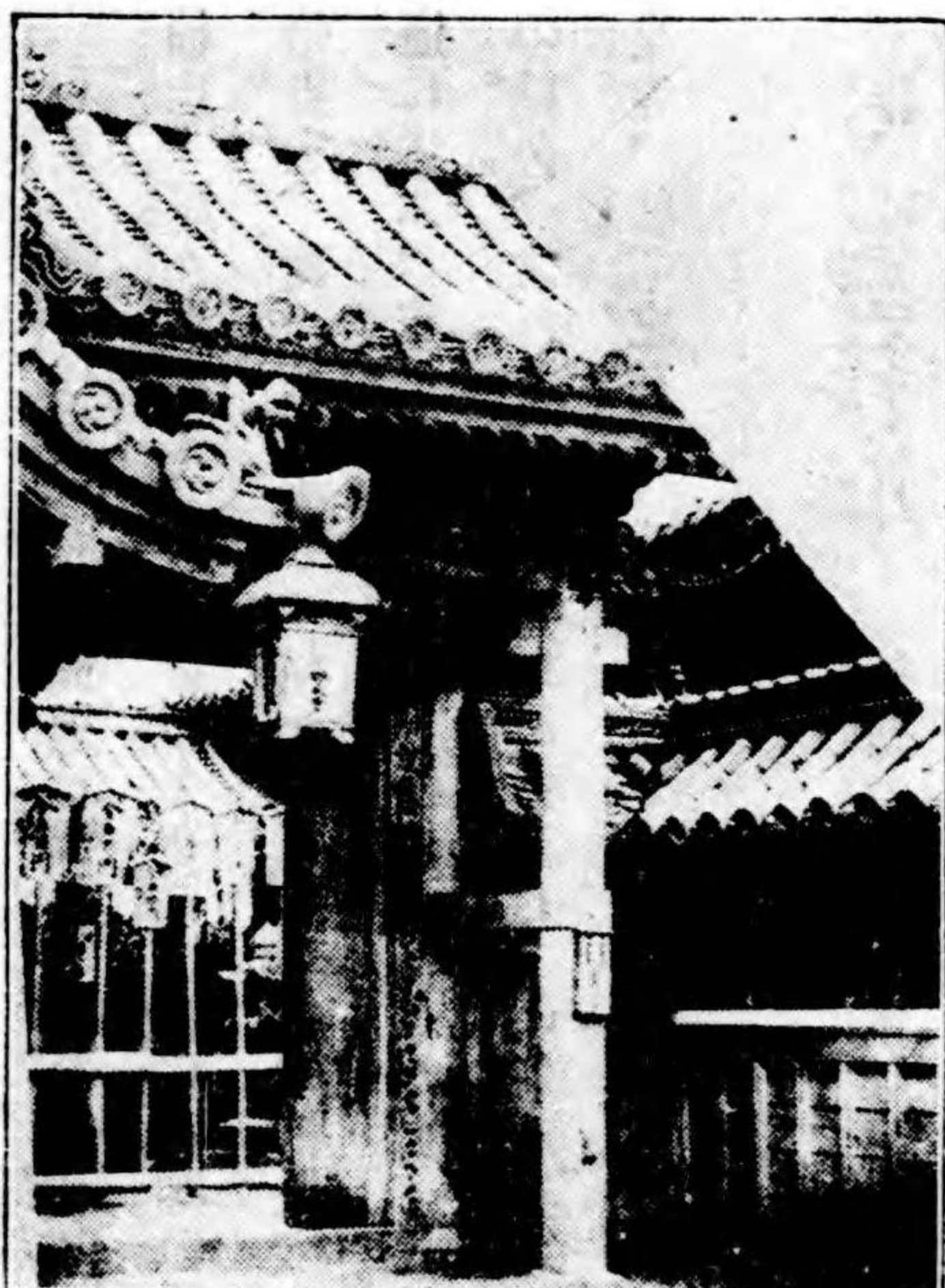
大覺大僧正と、和氣妙泉寺

和泉の國とは言へど、此處は攝津の浪花と相隣りす、恰も溝一つ、彼の建武中興の亂に楠氏、屢々出て、賊軍を惱ませし、戦勝必極の要地、史上逸す可からざる、天王寺、安倍野を、南々西に去る、僅かに里餘の道、信太の森を前に控へ、泉州七里の沃野、小栗街道に浴ふ、東、金剛千早の連山は、負ふか如くに遶る、屈強形勝の地、無雙の靈所、無二の精舎、之れぞ、暦應三年の春三月、中谷利正の邸宅を革めて、寺堂と作せし、大覺山妙泉寺、即ち之なり。

昨、延元元年六月、(南朝の延元元年は、北朝の暦應二年に等し。)足利尊氏、叛して官軍都に敗れ、嵯峨の陣地、また敵軍に屠られてよりは、悼ましい哉、其の御行衛を知り奉らざる、嵯峨大覺寺の宮、垣性法親王をこそ、偲ひ奉るべし。

因みに、楠氏、攝、河、泉州の兵を率いてとは多く此邊の武士を驅り集めたるを指す

後醍醐天皇は、再び大和の吉野に遷幸ありて、官軍とみに振はす、世は擧て、己れの榮華を冀ひ、一身の利達に馳られて、争ふて都に奔り、競ふて賊軍に投す。戦亂わづかに熄みたるか如きも、猶ほ天下は平定したるに非ず、玉歩多難多事の時、大



前寺泉妙山覺大 氣和國泉和

義を深く心に決し、縦令や屍を陣頭に曝すとも、名は千載を潔むべく、假令、身は路卷の草に肥すとも、魂は護國の鬼と做りて、偏へに君王を護り奉らむ、一意君國を思ふ、盡忠至誠の徒等、或は池中に蛟龍の潜めるか如く、矢竹の心を、腹に懐へて、機を窺ふの輩、恰も轍鮒の水を得て、唇を濡はさむか如くに、時を狙ふの武人、天下に猶ほ必ずしも、乏しからず、寔に武將の向背、測り難きものあるの折柄、大覺大僧正、錫を此地に巡らし給ふ。

偏へに佛法を流布して、王法を護持すべく、正法を説いて、衆愚を教化し、妙法を垂れて、貴賤を導ひき、佛一切の功德を具にせしめ、利生化益の果を得せしめんか爲め、時は曆應三年の、木枯し寒き春の初め、錫を此地に止め玉ふ。

泉州信太の郷の地頭に、上原左門高昌と言へる者あり。(縁起には、上原平右門吉高と言へる者云云とあり、然れ雖、南海記談には、上原左門高昌との名は見へたり之れ平右門吉高は、或は左門高昌の誤傳には非らざるなきや、措らく左門高昌と記して、疑を存す。)「総てを綜合し、來れば、上原高昌なる者と、淡輪六郎なる者とは親近あるものと如く、想像せらる。(妙光寺の稿参照)」  
一去一來、更らに機縁ありて、大覺大僧正、此地に巡錫して、上原高昌と會せらる、高昌その凡人に非らざるを知り、磐拜して舍宿を供養し、竊かに一來の結縁淺からざるを悦ぶ。

「此比、地頭職とは、別に目代とも稱して、代々世襲の職たり、常に守護職の催促に應じ、総領に従かつて軍役に勤む。(総領とは、當時將軍又は一部の大将にあるものを、指せる総稱なり。)平素は其の部内に盜賊兇徒あれば、捕へて之れを其の守護に交附する

捕吏の司職たり。其の所得には、地目一段歩に對し、五升の兵糧米を以て、支給せり、或は土地を以て、給與する者もありて、一樣ならず、南北朝の時代は、十町歩毎に、納米一反歩の免田を賜ひ、又一反に加徴五升を宛てられたりき、故に其の得分を受けむか爲めには、女子僧尼も、地頭職と爲る事あり、大罪顯過あらざる限りは、改補せられさりき。然れ雖、守護地頭は、之れ総て武家に隸属するものにして、王憲の施政には反するものたり。王朝支配の下には、或は領家あり、或は國司ありと雖、朝憲微にして、政令行はれず、守護猥りに強くして、國司輕せらる、地頭ために重きを倣して、其の一地樞に於る、權勢は實に地頭と比する者、他殆ど無かりき。」

足利尊氏、筑紫より上洛するの砌、持明院々宣を、尊氏に下し倣して、其の武に威を加へしめ、遂に天下は武人の手に歸するに至る、爲めに尊氏等は、其の院宣を德として、潜むて帝位を、持明院殿に薦む。

怒る故に、天下は押し並へて、之れか沙汰を爲しけるは、抑も我國初まりて以來、持明院殿ほど、大果報の人は、御居すまじ。

看よ、上は十善の、聖天子より、儲君親王の宮に至るまで、峻峭の峯を攀ち、又は道なき榛荊を分けて、野路を行き給ひて、西に戦ひ、東に競ひ、或は忍辱の法衣を解きて、戦を執り、或は褊袵の衣に、貌を放して、王業回天のため、金葉の身を殉し給ふ、其の幾艱難の憂苦勞、偲ひ參らするさへ、畏多き、想へは泪の盡きさる、淺まし世、——寔、佛の眼に慈悲の光りは、絶へ果てし世乎。——八百萬の神々も、最早この國土を去つて、世を暗と作し玉ふに乎。

曾て一度の戦をも爲し給はで、「這度將軍家より、王位を賜はらせ玉ふ、持明院殿の果報さよ」と野邊に草刈る、小童までも、噪し立つ。

噫々

何たる奇怪の言そや、我國の王位を、將軍より、參らすなと、人之れを語つて、憚からず、聞いて以て怪しとせさるも、所詮は紛れなき、事實は事實として、亦如何とも成すに由なかりし。

釋倫は亂れて、四衆過勞に疲れ、綱義實在の陰に潜むて、風教芥の如く頽る、暗の世上に、徇よふ衆生の儂なさ、仁を知らぬ者は、朝恩を捨て、敵に属し、勇なき者は、苟も死

を免かれんとして、却つて刑戮に遇ひ、智なき者は、時の變を辨へずして、道に違ふ。

一切衆生の、愚昧混頓、王法爰に破壊して、佛法危ふく滅せんとす。

罪業深き惡念に囚はれ、阿鼻叫喚の火宅に、奄々たる天下庶民の、憐れさは、位、冠相を以てするも足らず、録、千町の莊田を以てするも、今は遂に補ふ可からざるの時代。

肝要は邁往に、佛法を擁護せは、再び聖上は、還幸りまじく、一天の下を白召し給はむ、王法この時、護持し得らるれば、逆臣たとへ横に振へるの威も、天下恐らく憑む者なきに至らむ、王家の大道既に悛まるべし。

今や朝陽犯されて、殘星なほ光あるか如し、斯の如き、逆惡の時に莅みては、威を以てするも慚はず、忽ち武を以てするも果す可らず。

譬へ義を識り、命を輕んずる者、多しと雖、若し事端の急に望みては、誰か克く義の爲めに、其の命に替はらむとする者ある。

之れ道の重きを忘れ、法の邇かきを悟らざるに在り。

「然かす、法威を藉りて、愚衆を啓蒙せは、一切の功德を具にせむ、高きより低きに教化せは、福壽は聚つて、無量の海の如からむ、遠きより邇かきに、流布せは、偏土も如何

て剩すあらむ、是に於ては、佛法を頂禮すべし。王法の繁昌、期せすして俟つ可きなり、佛法の先驅、今は一日も忽せにすべからざる斷末の秋なり。」

釋然たる、大覺大僧正の法体は、一來の結縁に由りて、上原高昌爰に教化を稟けて、大頓悟了し、朝には法華經を頂拜し、夕には歸依隨喜す。日々教提を請けて日あり。

然るに隣邑、和氣の庄の目代、中谷源之丞則正と言へる者の妻、劣機の機縁ここに發して、大僧正に歸伏拜心すること、頓に厚し、其の子、源右衛門長正を初め、中谷の一族、風を望んで歸伏するに至れり。

時しも此地方、惡疫彌蔓して、斃死する者殊に多し、村民塗炭に苦しみ、災者慟哭す、大僧正里人の憂懼を憫念すること甚太深く、戒壇を郷八幡宮の社前に設けて、降魔退散、禁戒の法を修し、衆人を集めて、信心堅固の道を提教す、日々修法し、旬日教戒す、威

容凡に非ず、然も惡疫除災の顯現、また殊に著しく、村人の胎喜、感究まりて、瞻拜隨喜する者、相繼いで後を絶たす。

茲に於て、中谷則正の一族、相計り、其の弟利正の邸を展ひて、寺堂と做す。近邑の



里人、先を争ふて隨喜心伏するもの益々多し。

一乗妙法の弘通、爰に俊速の勢を以て流布す、法燈輝くの下、大僧正、日々夜々、衆民を集めて、正法の教義を布く、衆生の展く處、蓋し王法また隨伴す。

信仰の衆徒、漸く妙法の法味を嘗めて、信心の誠、専ら堅し、寺地また爰に堅固の實を示して、一日、大僧正此地を發せんとするに當り、射ら刀を執り、万代虫食はさる、杉の根を以て、宗祖日蓮上人の像を刻む、尊像を安置して、信徒に永く拜禮の誠を含め、不惜身命の玄旨を授け、飄然として和氣の庄を去り玉ふ。

「この木像は、一本三體と稱して、拜信する處なれども、本來一本三體の語は、各宗隨所に略聞する處、之れを識者に糾せは、曰く、眞言宗には、三密瑜伽の觀想にて、己れか三業を、佛の三輪と相應せしむ。之れに因むて、佛を一本に比喩へ三輪を三體と倣し、大日如來、一本三體の木像をこそ知るべし、と。又禪家に於ては、直に人心を指して、性を見、佛に成ると悟り。念佛宗に於ては、佛心、凡心、機法、一體と示して、觀音、如來の像の一本三體の、本像の各處に散在するを見て知るべし、と。由來、一本を以て、三體を造り、之れを三ヶ所に分つて、三靈所と爲すは、其の理の

聞ゆる處、甚太庶幾からむも。餘りに一本三體の多くして、三體連絡の權實、分ち難く、混然として、一本三體の數は、千百の多きにも、上るを想ふ。

畢竟之れを想ふに、彼の生佛一如、三身即一の、教義を象どりて、即ち一本三體說釀成の緣起を記るに至りしには、非らざるなき乎。

大覺大僧正の妙泉寺へ貽されし、宗祖上人の木像 (口繪参照)

折伏の形相、眞に迫り、眼球の「ぎら」と眼光燦として、射るか如く、「ぎらら、ごは、彼の雲母の類にあらざる乎。」瞻拜に堪へざるものあり、之れ等を牽強附會して言ん乎、其の胸中には「元亨九年十一月八日」の銘ありて、座像の裏に鑿の、薄き傷二つ微かに見ゆ、時は恰も曆應三年、之れを元亨元年と、通算すれば、僅かに二十年永仁二年より以來、日像上人は、先師上人の遺命を重し、妙法を天聽に達し奉るには、耐へ難き幾度の法難にも、忍び難き幾度の災害にも、克く不借身命の信心堅固を以て、遂に元亨元年十一月八日、妙法を天聽に達し奉り、瘳感斜ならずして、勅免の繪旨を賜ふ。

夫れ我師の忠、夫れ我師の孝、二つなから、我門徒本願の鑑なり、我また此の妙法

を護持して、既に爾等に之れを分てり、我今この淨土を去らんとするに當り、宗祖大上人の御影像を、爰に安置す。朝夕禮拜を怠る可からず、能く信心の誠を勵むべし。若又我師を敬慕せば、等しく此御像に對つて、盤拜すべし、我師日像上人は、即ち宗祖の慈兒として、我之れを腹中に納めり、若し我を思はん、日あれば之れ又等しく此の御像を拜すべし、我れ躬から、刀を執り、謹むて、先師大上人の御影像を刻み奉りて、爰に奉安す。

且苟にも正法の信心を怠りて、此の尊像の慈眼に漏るゝ莫れ、心して正法の妙味を味はひ、心して誠の信心を怠るまじきにぞ、「南無妙法蓮華經々々々々々々、——腹中には、殊更勅免の歲月を刻まれしには非すや。其の像丈一尺五分。……彼の一世の碩學者、深草の元政上人、一度之れを拜して、佛門に入るの信軫と爲りしと云ふ。其の記に曰く。

上略 十九歲抱病於江府 歸鄉而養一年 性樂山水風景 所至終日吟詠 援筆題詩屬文與母 詣泉州和氣 拜日蓮上人像 自發三願 一我必出家 二父母壽長我竭孝心 三闍天台之大部矣 下略云云

爰に信徒と、永訣を告げて、孤影飄然として、發錫せらる。差して行衛は定めなき、西乎 東乎 將た北乎。信拜の徒等、今や別離の歎しみにたへず、其の影の隠るゝまで、見送り見返す、尊者の影、果ては追慕の情、竟に禁せず、朝夕拜せし、師の顔はせも、今は拜まんにも所詮なし。主なき御堂の裡には、日頃見奉らせし、足履の殘骸、切めて之れをなりとも、執つて慈恩の師の、御影とも拜し奉らせんと。敬慕丹心の至誠爰に衆念深く凝つては、竟に足履を師と偲ひ、日毎瞻拜の至情を捧げしは、又蔽ふ可からざる、情態と知るべきなり。之れを請雨修法の當時、用ひ玉ひし御下駄、なりなるとは、似ても寄附かぬ、不合理の緣記の端しくを、爰に概まと録して掲す、其の下駄の由來を……。

人に忠孝の心なくむは、花に香りの無きか如し、人に信仰の心なくむは花開くとも、實を結はさるか如し、妙泉寺の堂前、樹根數百年を経し、老樹の一株、之れ其の昔、大覺大僧正、此地に教化を布き玉ひしより、郷邑衆民の劣機も、妙法の化益を請けて、大乘の花爛漫として、咲き初め、正法拜心の實、堅く結はる、此の深き思ひ出にもや、寒紅梅一

株、永き記念に、此浄土に挿し玉ひしにもや。  
梅は凌寒百花に魁けす、加も其の妙香は復郁として、あたりを満ち、結へる處の、實は百年不變の妙味を保つ。



和泉國和氣妙泉寺 大覺大僧正植梅

し、此梅の奇瑞、併せ俟つ、王法護持の佛法、此梅歳と共に、咲き盛れば、法運展軫、千蓮華の一齊に咲き揃へるか如し、此梅堅き實を結へは、妙法普天の下に、普ねくして、萬代の王法、堅く護持されむ。

今や、大僧正、此地を發程して弘法の道に上らる、佛の慈悲、十方寶土に洽ねかれは、之れ蓮華の満開の如く、寒紅梅の咲き亂れて爛漫の美なるか如し。

竟に一乘の大法、實を結へは、百年不變、其の味の實は、正しく王法百年、護持の實を結へると均

今は恰も時季も良し、十万寶土の生物、色を爲し万嘉研を争ひ、千結實る、春三月、和氣の浄土を發足せらる。

爾來、年暮れ、年迎へて、今は凡そ六百年、花は年しく、に、咲き驕りて、法燈とこと共に照り輝き、彌加上にも、貴と靈所、主なき梅は、根ありて繁れとも、惜じや、大僧正、御手刻の宗祖上人の本像は、何所の地に、誰か手に祭れむ。

こけに啼く蟬ならねとも、今は藻抜けの殻の——伽藍堂——聖地のみ貴とく男女の參拜日に絶へす。(岡山縣、香雲寺の稿、參照) 此梅の縁起には、其の當時、大僧正手にし玉ふ。梅の木を、此地にさし玉ふ、年經て、枝葉を生きたりと。杖ほどの根のなき樹の、芽を生き、根を挿すは、柳か槐樹の多かるを——されど妙泉寺、梅の木の縁起、さりとして穿ちには捨難なし。去る事も亦ありぬべし——

附言

大覺大僧正、自作の木像に着ては、實に奇蹟とも言へき、珍奇の談あり、何も事々しく書き置くには非らねども、苟も大僧正に因めるものは、事の大小を論せず、他日御傳記を編纂するの場合には、是非缺く可からざる、要件に属すれば、其の概略を記

しをくべし。

草山集を讀むて、感慨殊に深き。全寺の木像に對して。妙泉寺の先住侶、某と言へる者（姓名は秘す事とす）普一般の希望を起して、曾て轉山の願望を建てしか、事の狡計、裏より、計かるゝ、天の理法に漏れす。二兎を逐ひて獵夫の、竟に二兎ともに逸したるか如く、此住侶また、妙泉寺を立退くの、餘義なき事と爲りたり、其の當山を去るに當り、窃かに彼の本像を初め、他の什寶をも持出して措らく行衛は不明となれり。

爾後、西攝津の邊りに、庵を設けて、閑居せしか、間もなく此僧死去しぬ、爾來尼僧あとを護りしか、曾て木像の所在を知らず、爰に愈々木像の行衛は、不明と做るに至れり。

明治十五六年以後、妙泉寺に無くて慥はぬ、この木像も、年久しく無縁の人の庫裡に保官せられて、また拜す人もなかりき。

其の後、某、（敬意を表して、其の姓名は秘す。）適ま此木像を拜する事を得て、心中躍然たるものあり、其の由來を深く糾せは、此木像に對する、二通の實

書現れ出てたり、最早一点の疑を挿む、餘地なし。然れ雖、未だ、泉州和氣の妙泉寺、安置の木像たる事は、發見せられさりき。

處用を帯ひて、備前國赤磐郡、葛城村、瑞輪山香雲寺に來りて、住侶叔智研師に事の由來を談す。叔師拜像の意動くや、甚太頻なり、即ち日を卜して、播州加古川の附近に至り。請ふて、此宗祖日蓮上人の木像を拜す、活然として、歴せられたるか如し、宙を飛ぶか如くして、歸山し、檀信を集め、其の感想を陳へて、當山の本尊たらしめむ事を計る。

衆議忽ち決し、代表者を撰定し、淨財を蒐めて、明治二十四五年の頃、之れを香雲寺に遷座せしめたり、爾來全寺の本尊と爲りて、木像瞻拜の爲め參拜する者、甚た多く、國ヶ原全村民の、信仰は獨り此木像に繫かれあるものゝ如し、著者夙に此事實の消息を知れり。

大僧正の足跡を追ふて、和氣の妙泉寺に至る一日、元政上人云云の木像の、瞻拜を請ふ、豈計らむや、木像は遠く、明治十五六年の頃其の行衛を失へりと聞く精細に其の特徴、相格等を聞くに及むて、油然として、國ヶ原香雲寺の、木像を

追憶す。進むて其の紛失の系統歲月を聞に至つて、符節を合すか如し、然も高祖二者の、拜禮証明書の二通と對比し、其の彫造の上に、確かと時代を認め得へく眼球きららの装眼等、實に稀に見るの靈像たり。

三九六

妙泉寺の靈地、たゞ茫漠として、魂の抜けし殘骸、廣々として横る、諸堂荒頽、轉た今昔の感に堪へず。良し今靈像はあらざるも、其の地は貴し。願はくは信心の誠あるもの、速く淨財を喜捨して、本堂再建の根柢石、苔の蒸さざる中にそ、建立して、大僧正の靈德を、彰偲すべきにこそ。(妙泉寺々誌、後卷參照 及び、備前香雲寺の稿、參照)。

### 攝津大鹿 妙宣寺

兵庫の久遠寺……紀伊の……妙臺寺……淡路の妙京寺……播州網干の……大覺寺。

攝津國川邊郡伊丹町の内大鹿村に、手植の黒竹藪と稱して、大覺大僧正の遺蹟を傳ふる

靈所あり。

この地は其の昔は、中國街道に當りて殷盛を極む。伊丹は名に負ふ、青木丹後の居城にして、但馬、播磨を扼するには、實に缺く可からざる樞要の地なり。

彼の播磨若繩の城主赤松圓心、元弘の年、皇軍に従ひ、兵を發して、奮闘力戦し、死守賊軍を敗りしも、即ち此地なり。

都を發して、西國に向へは、攝津の三島を経て、伊丹を通し、兵庫の福原に出てさる可からず、然も附近一帯、沼地多く、芦繁りて、馬背を没し、一直線の街道、また他に避け難かりしなり。

本寺は其の素と、僧行基の開基に懸れる、寺院にして、代々眞言宗の宗流を繼ぎて、法燈を挑け來たり、然るに一年、大覺大僧正の巡錫にあたり、村民教化を稟けて、爾後寺院と俱に合して、本化に改宗せりと言ふ。

然るに其の歲月は、唯た文和三年とのみ、傳説し來る、今之れを思ふに。彼の泉州和氣の妙泉寺を、發軔せられしは、明らかに曆應三年三月と云ふ、而して西國

三九七

に行くの道、大鹿の邑に於て、其の教化を見たりとせば、其の差實に十五ヶ年を距つ。之れを溯つて、全し泉州佐野の浦に、淡輪六郎、教化後、妙光寺の建立を見たる、元徳元弘の年よりすれば、妙泉寺の當時と、約十年を距て、而して大鹿村の妙宣寺に及ほせば、實に二十有餘年を距つる事と爲るなり。

今、僅かに各地方に、散在する、遺品、事蹟等に於て、之れを視て、概括すれば。

元弘の年間にありては、紀伊、和泉の各地に於て、其の事蹟を觀、更らに美作國に於て又大覺大僧正の、開基に懸る、寺院其の他に事蹟あり。

「時、恰も、後醍醐天皇、隱岐國へ遷幸、又船上山より、京都へ還幸の、實に前後にあり。」

而して建武年間に於ての、事蹟または其の他に於て、未だ何等の得るもの非らざるも、越へて暦應の年間に於て、既に其の三年三月には、和泉國和氣の妙泉寺に於て、其の在教を見る。

其翌々年の、暦應五年には、備中國輕部(岡山縣都窪郡)の郷に(清音村字輕部)錫を停められ居たるは、之れ明らかなる事實なり。(口繪照參)

而して、其前年の、暦應四年には、備後の國の各地に錫を停められたる、又竊かに見るを得べく、又備前の各地には、元弘の年間と康永の年間とに、於ける事蹟を見る、其の後文和年間に於ては、今日まで、未だ何等の遺蹟に對する、旁証と爲すべきものをも得ず。又紀伊の各地には、元弘年間と、南朝の建武年間とに於て、其の事蹟あるものゝ如し。淡路、播磨の二國も、多く、歴應の年間にありと聞き。

斯の如く、点々散在して、實に捕捉綜合する事難し、然れ雖、一々其の踪跡を追へば、又一糸の紊れざるものあり。

「附言、未だ大覺大僧正の、遺蹟、靈所と稱する者、悉くを實地に望みて、精査を遂けたるに非ず、爲めに其の年號に大なる狂ひを生じ、之れを綜合して管見する事、殆ど難し。素より憶測の許さざるは又論なし、然れ、雖只た一片にても、何等かの旁証とも做すの便りを得ば、既に最も深き變出に捕へられつゝあるの、事柄も其連絡を執る事を得べく、夙に知る必ず關係ある可きの向へは、一ちく照會を致すの理由をして、精細情を具し、其の散逸せる史料、蒐集するの困難を陳じ、綜合管見

の苦心なる、事實を述べ、添ふるに其の費用を煩はさざる可く、税券を添附して只管其の回答を、懇請する處ありしも、竟に一片の返音を得る能はざるのみ乎、何等手数を要せざるべき筈の、回答さへも、荏苒顧みず、去つて閑却す。

斯の如き有様にて、今や一縷の系統、漸く立んとして、支証は勿論、旁証とも做すべきものを得ざるに於て、無據其の稿を飛ばして、前後するの止むなきあり遂に初期起稿の順序を、變更して、遺蹟、事蹟に莅むて、調査を終りたるものを個別に掲げ行き、終に全部を集め、而して、豫定の如く、其の淵源より起し、其の終り、即ち大覺大僧正、他界に至るまでの、御傳記に編纂せんとす、必ず後巻を以て、結了すべし、幸に諒せよ。」

△如述の如く、何等の旁証をも得たければ、稿を他日に残して云云とは、即ち左の如き、類を示して言ふものにして、大覺大僧正の、建立又は開基なりと言ふ、遺蹟、事蹟の極めて擧げなれどせざるも、何等か比較の見る可きものなきに於ては、悉く稿を後日に貽す事とせり。

例せば

「備中國輕部に在る、大覺大僧正、建立の寶塔と稱するも、之れ唯だ大僧正、建立と、傳説するのみにして、其の碑面、大僧正、建立たる事を、認む可き、何等の彫刻あるに非ず、然らば、斯の寶塔に對しても、大僧正の建立なりと云へば、然るにかと、唯だ聞き置くの外なし、實に漠然として、己れの影を踏むか如き、感あり。」

然れ雖、若し地方に於て。

元龜二年の歲に與書せる、梁曼茶羅の、由緒書に、其の昔、大覺大僧正、御弘通の砌、三備三輕部に、三個の題目石を建立せらる……先祖も其の節歸依して改宗。云云

斯く見來れば、此輕部の寶塔は、明らかに、大覺大僧正、建立の寶塔たる事は承認すべし。

之れに、由つて此建立の理由を亂し來れば、凡そ大覺大僧正の、史蹟は想察し得らる、故に何等の比較すべく、傍らに、見得べからざるものは、他日に措らく讓るの所以、概要斯の如し。」

今、妙宣寺の改宗を、假りに文和三年と做すも、其の前年の、貞和、觀應に於て、殆ど大僧正の事蹟を知らず、其の後の延文、康安の年、又何等の史實を得ず。然れ雖、全寺の遺蹟とも見る可きは、手植の黒竹の藪なり。京都本能寺の日琮上人の碑文の縁起を見て、其の事蹟の事實たるは知る可きも、猶ほ外に伴ふ處の、史乘なかる可からず。(未調査に付、後卷の寺誌に詳述す)

神戸市兵庫の久遠寺、また大覺大僧正、自作の木像ありと傳ふも、住侶病氣たりとかの故にて、縁記を知る能はず、従かつて調査の端緒を發見し能はさりしを以て、後卷寺誌の稿に於て、之れを明らかに、爲すを得べし。

紀伊の妙臺寺……淡路の妙京寺……播州網干の大覺寺は、其の事蹟の順序上、後卷の、寺誌に於て、初頭に掲げて、之れか結論の本綱と作すべし。

### 大覺大僧正、中國發錫

妙水の流は清く、法燈輝り挑げとも。末に權宗謗法の盡滅には至らず、念佛も樹ち、眞言も榮へ、禪、律宗ともに繁昌の象あり。

相視返へれば、俱に相容れぬ、仇讎怨嗟の互にも、獨り大覺大僧正のみは、他宗權徒の輩までも、其の廟樓に額つき、塔側に頭を垂れ、敬信一念、深く何事かを祈願して去る。

法怨敵視、彼等權徒の其の拜信は、誠、妙宗を貴むて、啻に大覺大僧正を、敬拜するに非ざるは、革めて言を俟たす。されは之れ等は抑も何の故ぞ。

彼、餘宗の徒輩の、其の恭しき拜禮は、寔に不審の甚太しきものあり、又極めて怪訝の事に囑す。……然れ雖も、怪む事勿れ。

今を去る事、五百六十八年の疇昔、三備作州の地を巡錫せられたる、識旨、……即ち其の眞情を知るに至らば、その時初めて、彼の權徒等の、猶ほ溘然として、之れを拜し之れを敬する處のもの、毫も怪しと做すに足らざるを知らむ。



時は元弘の歳の初め、大覺大僧正は、僞康を負ひ、中國に下向し玉ひしも、程なく都の動亂平定し、主上は隱岐の國より、帝都に還幸ありて、天下漸く一統し、寰中僅かに無事を喜ぶに至る。

然れ雖も、國內には、猶ほ朝敵の餘黨、恨みを含みて、各處に棲れ、または政道を猜みて、彼處に潜む者、累在弊を擁して、天威を奪はんとて構ふ。洵に白中鱗魅行き、風雲天陽の餘光を遮らむとするか如し。

由來、天下は亂れに亂れて、靜平交々代謝し、常寂歲を超すことなし。斯の如くんは、國土は如何にして保たれむ、國土若し破壊せば、佛法如何でか布はれむや。

「靜かに想へは、今や天下は變革に淵なし。治亂時を異にして、瀬更らに無し。」

此の時に苴み、縱令三軍を叱咤する、曉將の智勇も、怎は唯た鉞を執り、強弩を張りて其の目前の事件を、解決するに止まるのみ。畢竟、眼前形軀の按分處置にして。最後の……心の……解決には非ざるなり。

「之れ等は、即ち有形の先にして、小なり。……、後ろ則ち無形たる、心の大には非す。」

先、有形の体軀の解決を作すも、後、無形の心に解決なくむは、人の恰も闇中に立てるか如し。人間中に立ちて、克く道を辨へ、克く道を得むや。

今や天下を見渡せば、日月天にあれ雖も、光り遮れて、地は眞黒闇の如し。噫々々……國家。噫々黎民……感し來れば、危ひ哉。

人、更らに心の解決を得れば、良し眼を閉ちて、闇中に立つも、何とて行く道に誤りあらむや。何とて到る處に惑ひあるべき、爰に於て、人に熊羆の勇も、無用の長物たるべきのみ。

「無形の心の解決は、人總へての先蹤にして、先の最も大なるものなり。」

大は心にして、形は小なり。人に先蹤たるべきの心、……、即ち靈界暗にして、人笑そ安きを冀はむ

人の安きを測る、靈の大なるを救ふものは。唯た佛法を待つに、他なし。

然れ雖も、佛法の正邪に依りて、王道の盛衰また岐かる、寔とに國家の安全、國土の平穩は、啻に正法の弘通、佛法の流布に俟の外なし、佛法の正邪、又懸つて重い哉。

教主釋尊化導の正宗は、蓋し是、天子本命の道場たればなり。

然るに今の世、猶ほ眞言止觀の、繁昌を看、然も天子尊宗の寵を聚め、また禪家指心の興行は、世に喧ましく、持て囃さる。

今に於て之れを國土に鑑み。倩ら佛法盡滅の、經文に見れば。我法盡滅の期は、五濁の惡世に於て、沙門魔を作し、而して吾か道を壞亂すると見へたり。

今や天下の大事小事、擧げ來つて、潜かに其の本末を憶へは、正法と邪法の異軌、粲然として、之れを見る可く。君家の往事を細かに訪へは、何れも元を捨て、末を務めざるに非ざるは莫し。

「人は正を輕し、邪を重す。」

之れ豈、佛意に歸する所乎。

「亡國の前兆、法滅の表顯。」

ア、嗟……人誰れか、之れを噫ふ。天下既に斯の如し。

皆是れ權法昌榮の奢りに、隨かつて、順則を、妨ぐる處、人、逆則を得て、世を忘るゝにあり。故に墻を踰ゆるの人あるも、敢て異まざる、天下大道の闇、怖るへく歎すべし。

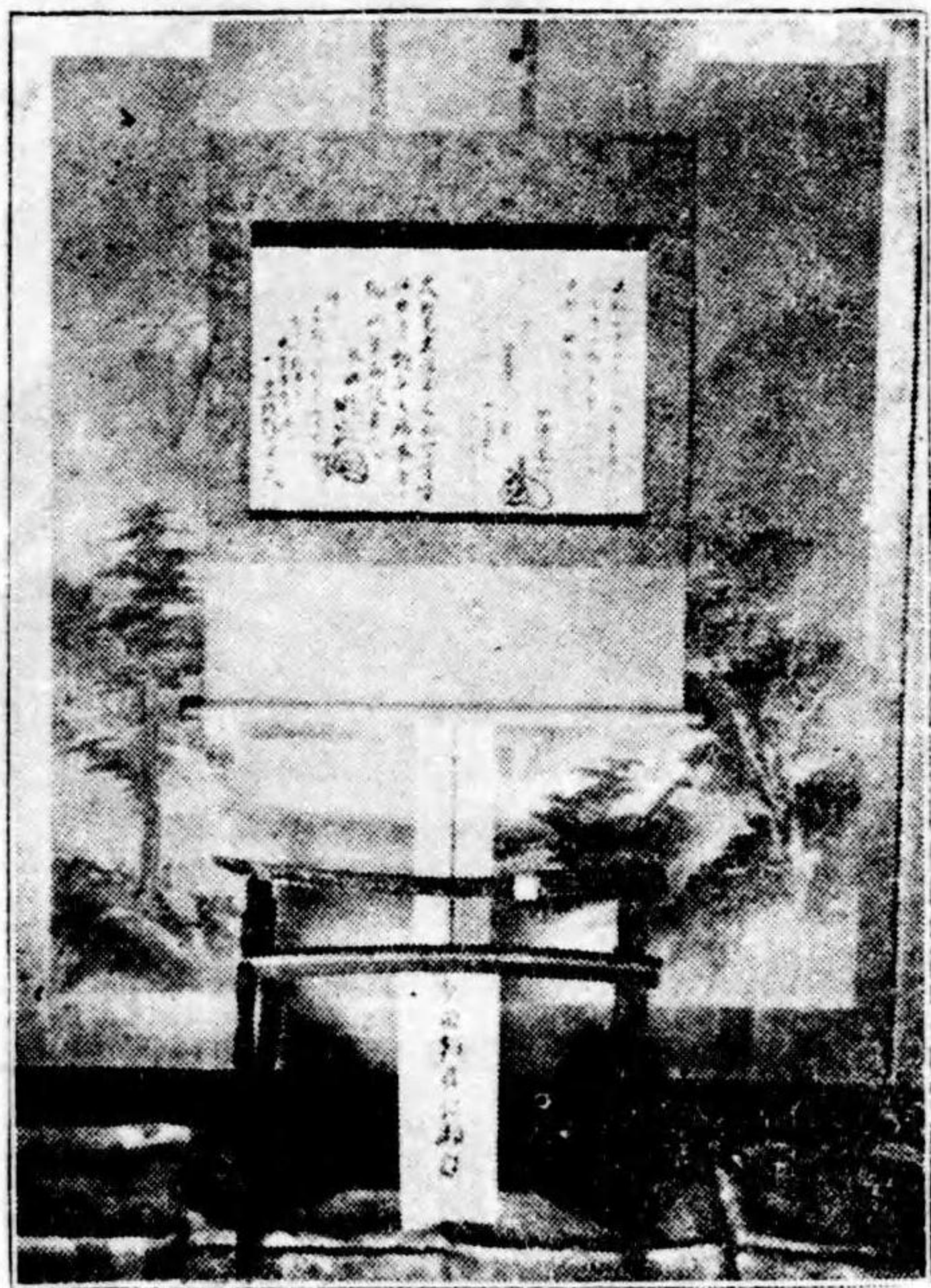
世連、斯の如くに移推して、集積竟に散せされば、

「寔や、後五百歳の闇は、盡未來、燿やくの機ある可からず。」

今にして精誠無二の、佛法を流布し、王業隆興の、聖運を計るは、正法を弘通して、辜なき、黎民の塗炭に隕つるを救ひ、其の積惡を雪ぎ。妙法を流布して、群類利生の化益を蒙むらは、……其の時、百王の聖躬も護もり奉るを得へく、……其の時、九重の帝闕は、煌として振ひ奉るべし。

一天の下、昭々たる皇化に浴せは、上下麗春の春に歌ふべし。





多田賴貞、自刃之刀  
(備前國津濱野壽寺寶)

進んで、全國福岡の邑に、南朝の忠臣にして、延元の亂、京都に戦ひ、八幡に敗れ、竟に、備前に下りて、全所に隠棲し、機を見て、南朝の爲め、再舉を計りつゝ、孤忠遙かに

吉野に應策せし、多田賴貞に會し玉ひ、後ち此地に一堂を建立せられ。次て

備前國の府中とも稱すへき伊福の郷に出て、機根を得て、當國の守護、松田十郎に會し、之れを教化すべく、伊

計らす、福輪寺の住侶、良游法印を、折伏教化し、守護松田十郎の重臣、難波備前を、先つ教化す。

(難波備前は、代々松田の臣にして、目代たり、其の曾孫に當れる、難波十郎兵衛行重は、後年「岡山縣赤磐郡五城村字伊田村小字殿谷」備前國赤阪郡殿谷に城砦を構へて、城主たり。其の諸記録は、目下岡山市宇天瀬、難波立達氏所藏し、其の墓所總計一町五反餘は、岡山縣御津郡金川町字金川難波經男氏の所有に係りて、連絡相傳へ、



難波備前之曾孫行豐の墓

春秋其の香花の手向を怠らす。機根爰に生じて、竟に大覺大僧正は、其の城中に召されて、佛法

の正邪を糾明す、松田一族、革めて歸依心服す。

大覺大僧正、福輪寺に錫を停むる事あり。

(御津郡伊島村津島、鷲林山妙善寺の事也)後ち此地を去つて、東備前に錫を向けらる。

行くに當つて、光明寺城、今木一族、大富太郎幸範を教化す、此時福岡の郷に、措らく錫を停めらる、其の當初又此地に於ても、辻説法を試みらる。(赤磐郡太田村鍛冶屋の、實教寺の稿参照。)

更らに進んで、大富の一族たる、今木の城主、

今木太郎範秀、又大覺大僧正に、歸依する事篤し。(後卷、備前の弘通沿革、参照)



今金川と稱するは、之れ何日比より稱へ出てしか知る事を得ず。  
大覺大僧正を請して、道林寺、妙國寺を建立し。更らに菩提寺として、常蓮寺の建立を見たり。(岡山縣御津郡金川町草生。目下廢寺、臥龍山中、其の寺跡を見る。其の昔の寺内に埋葬せし乎、將た遺骨を葬りしか、累々たる墓地の猶ほ現存するを見る。)



岡山縣御津郡金川町草生字  
松田元喬菩提寺常蓮寺跡より發掘  
大僧正建立の寶塔(天保年間發掘)

たる、重なる寺院を擧ぐれば、日應寺、幸福寺、香雲寺、成就寺、妙淨寺、孝徳寺、光權寺、妙福寺等の改宗せし、寺院甚た甚なからず。

大覺大僧正、此間實に數年、東西南北に轉錫して、正法弘通に精誠を抽むてられたること、舉措寧日なかりしを知る。

松田左近將監の歸依の篤かりしは、既に知る處なりと雖も、又備中國、舞地の城主、伊達彈正朝義の、妙宗に歸依篤かりしは、蓋し松田一族に劣らざる者あり。(岡山縣吉備郡大和村に因)既に嘉曆年間に於て、眞言宗の寺院にして、眞淨寺、妙音寺、田滿寺、本迹寺、妙仙寺、妙教寺、和泉寺等、悉く改宗せしめられたる、以て其の外護の如何に厚かりしを、又知るべきなり。(之れ等、眞言の寺院、伊達の爲めに、改宗せしは、既に嘉曆年間とは、元祿年間記載の末寺帳記載、其の他の旁証に依りて、知る事を得、然らば、曆應、康永年間とは、十餘年の差あり。殊に伊島妙善寺の改宗を、元弘年間と見れば、徳治二年の間を、京都に在りしと見るを察すべし。而して建武二年又備前國牛窓に在りしを知るべし。本蓮寺曼荼羅記載の年號に由る。之れ等を以て、想像せば、大覺大僧正は、中國への往來は頻繁なりしを知るに足るべし。妙本寺及び其の他各寺院の稿、參照。)

斯の如く、東備前に在りては、松田一族の外護あり、西備中には、彈正伊達の一族、力を盡せて、妙宗正法の弘通に力勵す。茲に於て、長大の進歩を爲し、備中東南部、備前の

四郡、靡然として、妙宗の福田ならざるは莫し。實に伊達、松田の力に俟つ處多かりき。其の後、宇喜多の一族、小早川、花房、浦上、戸川の諸族、何れも妙宗に、其の歸依敦く、従かつて其の外護は、實に驚く可きものありて、茲に長足の發展を成す。

(因みに、其の外、實地に着き、又は史實記録に對照して、斷定するも、多く憚からざるもの無きに非ざるも、大僧正、弘通の系統、今備前に在りと做せば、忽ち轉じて、播磨にあり、又突然美作に現はれ、備前備中と、隱出奔端、軌定まらず殊、に十九ヶ年内外弘通の歳月に對して、未だ八九ヶ年の懸隔を見る、素より調査の不充分なるは、其の然らしむる處なりと雖も、斯の如ければ稿を樹て、條章を逐ふて、一貫統立せず。故に後卷の結論に於て、御傳を録し、其の實を補ふ可し)。

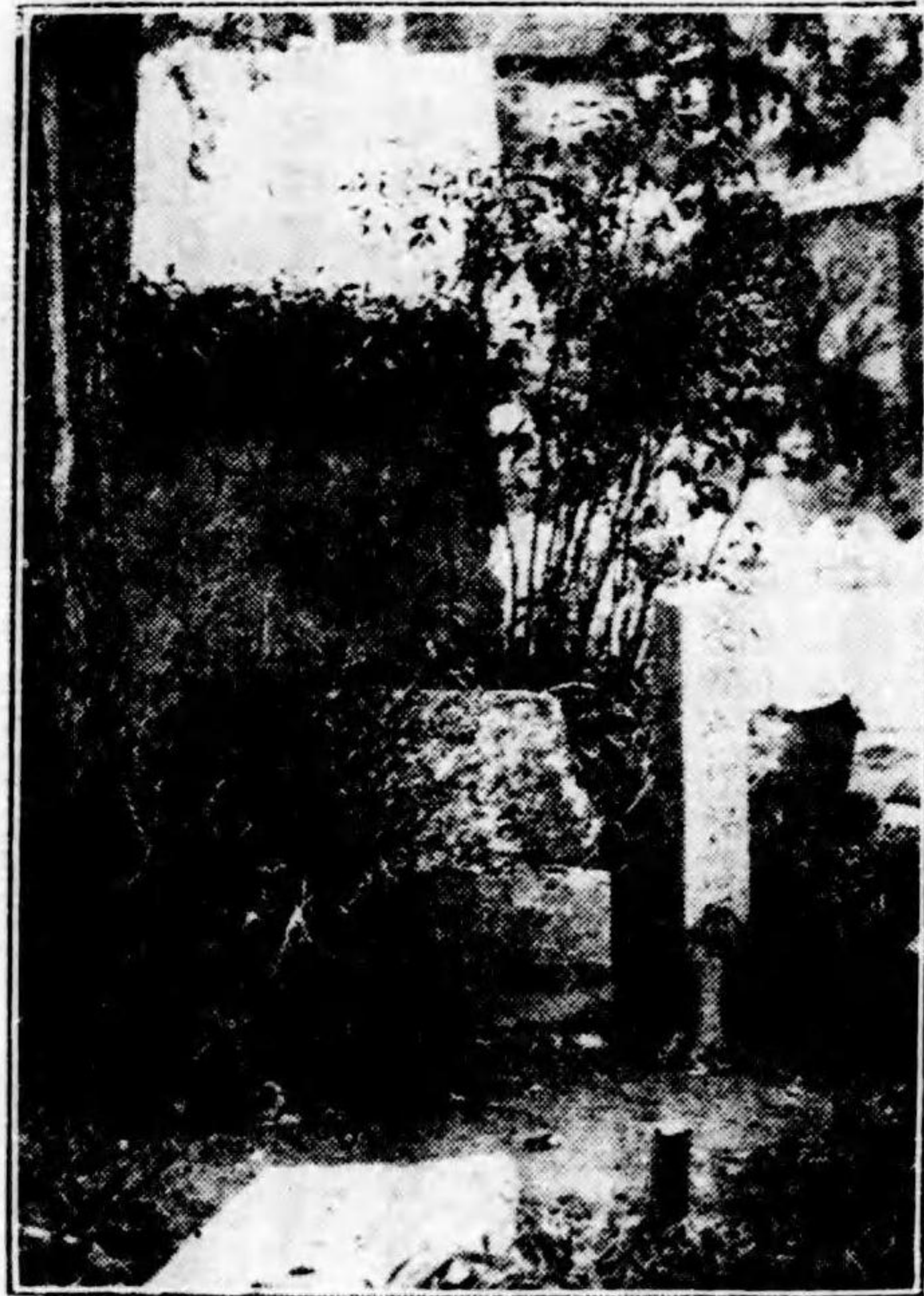
### 大覺大僧正と、妙善寺

難波備前の歸依……松田の拜信

南、雲煙のあひた、瀬戸の内海に莅み、北、巒々たる、伊福の連峯を負ひ、篠ヶ迫の城下、福輪寺の暇、中國街道に沿ふて、山麓一帯、堂樓、富山城の櫓と相比ひて、殿宇輪奐

の美を極めし、備前府中の靈所、法燈日夜、照々として、香烟ゆるく、爨びく處、信拜隨喜の輩、絡驛として、暇街道に、其の踵を絶たざる、古刹、是れ即ち鷺林山福輪寺にそある

(今の鷺林山妙善寺之なり)。



備前國津島妙善寺  
時は元弘の歳の初め、府中の街衢、法鼓襲々として、南無妙法蓮華經々々々——と唱題の聲も、凜として行く、一沙門、ツト傍の丘石に歩を停め、群へる群衆に對ひ、一段の聲、高く……

「衆人よ聞け、……貪道は、今諸人が……盲を醫せむか爲め、斯の地に來れるなり。」

群生の今や逆捲く大浪の中に、巻き込まれて、將に溺れむとするを、憐れみて、救はむか爲め……此街頭に立つと知れ。

倩々、當世の有様を見るに、王位は久しく安むせず、東關よりの妖雲は、次第く瀾こりて、九重の天を蔽ひ、近く、今上の帝は、北海荒浪の怒る、隱岐の小島へ遷幸し玉ひて、下賤の身も、猶ほ忍ひ難き、憂き艱難を凌ぎ給ふ。……此逆事を譬ふれば、子の父を殺し、妻の良夫を、虐くよりも、猶ほ及はじ。

恚る逆事の起ればこそ、天には日、二つ並ひ出て、國々は亂れて、修羅の巷たり。天よりは、變性の星を隕して、父母妻子、離散の凶象を示す。

觀すれば、日月壁を合せ、五緯球を連ぬ、三寶は世に在り、百王未だ窮らす。然るに此世早く衰へたる、之れ何の禍ぞ、之れ何の咎ぞ。

ア、神術協はず、佛意も驗なし。

されど經文祖判を披きて、倩々今の世の有様を照せば。世人は悉く、正に背き、邪に歸れり、故に神は此國を棄て去り、聖人は處を辭して、還らざるなり。……斯の故に、魔は來りて、災害を致し、鬼來つて殃厄を培ふ。

歎くべし、悲むべし。……人は咸正法の門を除けて、邪法、獄門に入らんとするなり。

愚憫むべし、其の愚さらに悲むべし。

天下上下の萬民は、識らず、邪教の綱に罹り、鎮へに謗法の釣に曳かる。……生きては叫喚の、驟霧に迷ひ、死しては、盛焰の底に沈む。

愁へざる可からず、更らに悲まざる可からざるなり。

怎は是れ、末法今日の世の態なり。……白法隱没、天下の象ちなればなり、……不幸……世人は盲にして、徒らに白法の形骸に執し、唇氣樓の阿彌陀を戀ひて隨喜の泪を垂れ、名あるも其の實なき、大日に媚ひて、法悦の喜びに疲れ、……或は以心傳心の酒に酔ふては、戒律威儀の綱に縛られ、日本國の民、悉く真言、念佛、禪戒等の要法を用ひて、天下前代未聞の下剋上出て來り。

先には承久の逆亂あり元弘の今日は、今上の帝、遷幸の異倫あり、實に鬪諍堅固の惡世とは今を云ふなり、人心洵に危ふく、……道心之れ微なり、人何處にか、適歸せむ。窮子伶俜辛苦、還る處を知らず。



慈父教主の大悲は、休む時なき、一切衆生の、異軌の苦を清くするは、佛一人の苦し  
みなり。

悲まざる可けんや、嘆かざる可けんや大恩教主たる、釋迦本佛の慈眼、遙かに末法  
を照せり、毎自作是念の悲願、涌きぬ。

釋尊隨自意の極説たる、法華本門壽量の大實義を、四句の要法に結ひ。

「南無妙法蓮華經」の七字に束ねて、之れを嫡弟の、本行上行菩薩に授けて、曰はせ  
るに。……………

「行け、」

末法の群類は、咸盲目なり、爾行つて、之れを開けよ、好是良藥の妙法を以てせよ。

末法の人心は枯稿せり、爾行つて、其の心田を潤せ……………妙法の法水を以てせよ。

末法の人々は咸病めり、爾行つて、之れを醫せ、法華經の大良藥を以てせよ。

爾行つて、末法万年の大導師たれ。

三類の強敵、良し蟻集するも、开は爾の善智識なるぞ、行け……………行つて、白法  
隱没の大船と做れ。……………行け……………

行け……………行つて、謗法無自界の、眼目となれ。……………行け……………行つて、互  
濁亂漫の家の柱となれ。……………  
時なる哉。

後五百歳の初め、鬪諍堅固の黎明、釋迦本佛の付属は、事實として、神國、我大日本  
國に、實現せられたり。

大法主日蓮、本化上行の再誕として、我東海の濱に、旃陀羅か子として現はれ。

南無妙法蓮華經の大旛を、鎌倉街頭に翻し、立正安國の諫鼓を鳴して、三たび、  
北條執權を諫曉し、再び流竄に處せられ、一這ひは首刎れんとせり。

折伏速化の法螺を吹ひては、刀杖瓦石の艱難を管め、數々擯斥の辛酸に遇へり、是  
の如にして、末法五濁の心田に、法華經の種を蒔ひて、末法下種の大法、燦然として  
大光輝を放つに至れり。

是れ、釋迦佛大恩教主の、大慈悲の活現にぞ。

我師日像、大法主日蓮の遺属を果さんか爲め、去る歳、帝都に上り、三諫の忠を

運ひて、三黜の苦を嘗めなから。……法華の大法を、洛陽に弘布せり。……貧道も素とは、眞言の邪見に育つ、一日我師の説法を聴聞して、初めて長夜の夢醒め久しく遊ひし門を悔へり、……即ち眞言の珠数を切りて、一乘法華の大田頓戒を受たり。

是れをしも、盲龜の浮木とも云ふべき、喜びにこそ。

吾は今、本化の弟子と作り、諸經中の主經に仕ふ。……何を獨り、此寶珠を私するに及むや。

幸ひなるべし、吾れ中國弘通の師命を受けて來つて、……今此の處に立つなり

夫れ、君臣の樂ふ所は、天下泰平にあり、衆民の希ふ處は、國土安全にあり、國は人に因りて昌へ、法は人に依つて貴し。

國亡ひ。……人滅せは。

法を誰か信すべき、佛を誰か崇むべき。……

今や國土は、千軍万馬に踏み蹂られ、衆民の悲泣は、究まりて限りなし。……下剋上の悖逆興りて、王臣俱に安せず、之れ即ち人の傍を好むて、正を忘るゝか故、天

神怒る、亦正を捨て、邪に歸するか故、鬼神使りを得て、天下亂る。……之れ即ち謗法の惡果なるなり。

彼の無縁に万祈を修せんよりは、斯の謗法の一凶を禁せは、佛海の白浪、法山の綠林……收めよ……截らんには。……治術の法、他無し。

謗法の人を禁めて、正道の侶を重せよ、然らば國中安穩にして、天下は太平ならむ涅槃經に曰く、唯除一人、除一切施、皆可讚歎……經の如くむは、設ひ五逆の供を許すとも、謗法の施を許さず、能忍以前は、其の罪を斬れり、以後は其の施を止む、故に早く一闍提の施を止め、謗法の根を截れ、忽諾ならぬ急なるぞ。

機根結縁の衆よ。……

疾く彼等權詐の糧道を斷て、一日早ければ、平天下も亦一日早かるべし。……謗法の根を速く切れ、一瞬敏ければ、成佛待道は脚下にあり。

故に我祖日蓮、佛勅を蒙り、法王の宣旨に任せ、權實二教の諍を起して、忍辱の鎧を着、妙經の劍を提げ、妙法五字の旗を押し樹て、未顯眞實の弓を張り、正直捨方便の箭を交かひて、權門の堅壘を突破せんづ、念佛・眞言・禪律等、八、十宗の敵を攻

む、群がる敵の大勢に、味方は一人法王なり。……此戦の果は何日……今に至るも、叫聲熄む時なし。

法華折伏、破権門理の金言なれば、竟に權教權門の輩、獨り剩さず、追ひ墮し、法王、教城の主と作し、八万の大王、來つて掌を合せ、南無日蓮大上人と唱へて、天下の万民、諸乘一佛乘と成りて、法華經、獨り頂禮せん時、始めて王法佛法に冥し、佛法王法に合して、王臣一同、三祕密の法を持して、万民等しく。

南無妙法蓮華經々々と、唱へ申せは。

吹く木枯も枝を鳴さす、雨、溜れども壤を碎かす。されは義農の世と做りて、國は華胥の繁昌を見ん、夫れ今生には、不祥の災殃を拂らひ、長生の術、不老不死の理り期せずして顯るべし。

「然らば三界は、皆佛國なり。」

佛國それ衰んや、十方は悉く寶土なり、寶土何ぞ壞れむや。國に衰微なく、土に破壊なくむは、身は之れ安全にして、心は禪定ならむ。……信すへし……

敬すべし、爾等疾く寸心の、信仰を改めよ、寶乘の一善は、慈雨と作りて、爾等の頭へに潤ふべし。

想へよ、吾等の生涯は、永き一夜の夢にも及はし、日出て日出つるぞ雖、涯てなき旅の假寢の宿、法に溯らひ、道に外れて、珍器財寶、山と積むとも何かせん、位、關白、宰相の、名利もたゞ寤寐の榮のみ。唯た大命は、前世の因業に任せて、營膳すべし、寔に無常は眼前にあり。

昔の人は、雲と做り、雨とやなりけむ。たゞ名のみ聽く。

昨日の友も、露と消へ煙と做りて、登りけむ、今は顔はせ視んに由なし。

吾れ、何幾までか、三笠の雲と思ふへき。春の花の風に隨ふも、秋の紅葉の時雨に染むも、之れ皆、永へぬ世の例証なり。

以何令衆生、得入無上道の、御心の底、順逆兩縁の御言葉は、既に本懐なれば、暫しも持つものは、又本意に叶ひぬべし、既に本意に愜はし、佛の恩を報すべし、慈母深重の招提も、心安ければ、唯我一人の御苦も、憂々休み玉ふらん。我即歡喜、諸佛亦然として釋迦一佛の喜びのみならず。十方三世の諸佛も悦び玉ふなり。

七難即滅、七福即生と祈らむにも、法華經こそ第一にして、現世安穩と見へたればなり。

他國浸逼、自界叛逆の御祈禱にも、此妙典に過ぎたるはなき、即ち令百由旬内、無諸衰患と、説かれたればなり。

既に前代流布の權教に由りての、御祈禱は之れを正しく轉倒せるなり……何そや末法流布の秘法に非ざるの故に……譬へは烏を鶴に用立てんと爲すにも等し、または去年の曆を、今年用ゆるにも替らす、之れ等、畢竟、權教の邪師を、偏へに貴んて實教の明師に遇はざるにも、基ひするなり。

惜しい哉、漢の文、武の卞和が、彼あら玉も、亦何くにか收めけむにも均しかるべし。嬉しいかな、釋尊出世の、譬中の明珠、這般我身に得たる事を。

多怨難信と知りながら、一分の疑心を残して、決定無有疑の、佛に爲らざらむ。過去遠々の、苦は、徒らに稟け越ししか、なとか惜らく、不變常住の妙因を、植へざらむ。

未來永々の、樂は、憂々心を養ふとも、強て電光朝露の、利名をは、貪る可から

す。

三界は安き、夫れ淨土には非ざるべし、猶ほ火宅に在るなりとは、之れ正しく如來の悲へ玉ひし處なり。

諸法は幻の如しとは、之れ菩薩の詞なり、寂光の都ならすんは、何所も同じ、苦界なるべきにそ。

夫れ本覺の栖ケを離れては、何事をか樂みとなるべきぞ。

所詮は……

現世安穩、後生善處の、妙法を持つのみこそ、唯々今生の名聞、後世の弄引なるべけれ。

須く……

心を一つにして——南無妙法蓮華經……と、我も唱へ、佗をも勸めて……。……什麼轉背の間にも、一心唱名なしてこそ、今生人界の思ひ出なるべし……。

南無妙法蓮華經、々々………朗々たる、唱題の聲は、富山嵐す、春風に相和し

て、威容温儼の衣装、靈裝颯たり。時は之れ元弘二年三月の末なりき。

日を措き、また日に出て、篠ヶ迫の城下、備前府中の街頭に、法義を布くこと、七日八日。

因みに、篠ヶ迫城とは、別に鳥山城とも亦富山城とも言ふ、備前の古族、松田氏の築く處にして世々、其の居城たり、福輪寺を隔て、中國街道に沿ひ、伊福の山嶺にあり、城址は、備前御津郡大野村字矢阪に位し、伊福の郷は、全郡伊島村字津島一帯附邊を呼へり、

當時我國戰亂相續ぎて、天下麻の如く紊れ、上下の士民は、自然殺伐の氣風に流る、而も本化妙宗の教旨は、強く人意を力勵し、調節の法行、又壯氣潑瀾として、單明の教法、克く當時の生活と相伴なひ、信仰隨喜の徒、愈々賚來す、大僧正、法輪一たび轉せられんか、庶民耕營の手を休めて、蹠跼聽聞す、其の態恰も醉へるか如し。今日彼受法し、明日また彼歸依せり、と。一回は一回より、信徒の數を倍し來る、喧傳相承け、情態相迎へて法華を信受する者、爰に愈々多きを加ふ。

因みに、大覺大僧正説法の當時、小高き岩の上に立ちて、教義を布かれたる石を、法輪岩と稱して、今猶

ほ衆人の盤拜を集め、傍ら小形の石、また法談後、小憩されたりとて、腰掛岩の名を貽し、附近の岩石に樹當時其の袈裟を掛けられたりとて、今猶は多數信徒の、六百年の禮拜を成何れも衆人、遺蹟を吊ふて、香煙絶ゆる隙なし、

猶は新九郎田の、由緒の如き、當時恰も稻苗植付の、最中にして、農民新九郎なる者、田の前方へ向つて、稻苗を植付けるを、甚た不便なる事と看、後退して、植へ行くの便利なるを教へられたりと云ふ、久しく津島の一遺蹟として傳はり來りしも、今は十七師團一部の敷地と爲りて、其の跡を見るに由なり、之れ等の古實は口碑として、世人等しく傳ふる處とす。

當時中國にありて、佛教を知れるは、天臺眞言、禪、念佛の外、本化妙宗の如きは、絶て之れを知れる者なし、今大覺大僧正の弘教を目睹しては、何れも奇異の感を持ち、聊か思慮ある者は、其の邪法邪教に非らざるなき哉、深き一朶の疑は、其の心を掩ふに至れり。

日々歸依受法する、信者の殖へ行く情勢を見て、先づ容易ならずと做せしは、福輪寺の住侶、良遊法印なり、廻、意を通じて、大覺大僧正を山内に招き、先づ眞言の教法を擧げて、其の一疑一問を致す、大覺大僧正、其の擧ぐる處の、眞言の教法を一々註釋して、

而して問ふ處の、本化の教旨を示す、懇切鄭重、然も温雅幽姿、威容凡に非ず、良遊相謁して、肇めて心中に堅く敬讓の思を興す、良遊一山の衆徒を説き、爰に拜信歸依の起誓を立つ、鷲林山福輪寺の號を改めて、本化の靈所と做す。大僧正、錫を暫く爰に止めて日あり。此事、敏くも城主、松田元國、元喬父子の聞く處と做り、羣蹙効かに怪疑す、即ち其の重臣某を福輪寺に使はし、親しく之れを檢察せしむ。(難波備前守ならむ乎、其の稿、參照。)



備前大覺上人授へ津島妙善寺寶印

使臣、福輪寺に大覺大僧正に謁す、また竊に其の凡容ならざる事を知る、然も所説の法門を聞くに至つて、始めて深甚の妙理を悟り、先づ隨喜の心を致す、

之れ又凡僧に非ざる事を思へり、即ち歸城して、其の檢察の旨を詳細に復命し、言を添へて教化を稟けし機根を縷述す、茲に於て、松田益々之れを怪しみ、自ら實非正邪を糾さんとし、日を更ため、大覺大僧正を城中に招じ、傍ら眞言の碩學數輩を集め置き、而して本化妙宗の教法を問ふ。仍ち、眞言、念佛宗の立宗教旨を、教典に照して、一々釋解演進し、以て佛法の誤解者たる、權教の要義を別説す、進めて教外別傳の禪宗の立教に對して、玄

旨を索きて天魔の業と碣破し、即ち妙宗正法の佛識にして、佛法の正解は、擧げて本化宗法の外にある事なし、と。斷論して、周の穆王の古事を惹く。曰く。……



備前大覺上人授へ津島妙善寺寶印

周の穆王、一日中天竺の舍衛國に至る、此時釋尊、靈鷲山に法華を説き玉ふ。穆王會座に望み、先づ佛を禮し、退いて一面の座に着けり、此時、釋尊問ひ宣はく、汝は何れの國の人ぞ。穆王答へて、吾は震旦の國王なり、と。佛重ねて宣はく、

善哉々、……汝今此の會場に來る、我に治國の法を有てり、汝受持せんご欲するや否、と。穆王、願はくは吾信受奉行して、理世安民の功德を施さん。其の時、佛漢語を以て、四要品の中の二句の偈を授け玉ふ、其の後、魏の文帝、彭祖より、法華經律、深秘の術を稟く

文帝之れを請けて、菊花の盃を傳へて、万年の壽をなせり。我國重陽の御宴即ち之なり。其より後、皇太子位を天に受け玉ふの時、必ず先づ此文を受持し玉ふ。此文我國に傳はり、代々の聖主、御即位の日、必ず之れを受持し給ふ。(後の歴代の天皇中に受禪) 若し幼主の君、踐祚ある時は、攝政先づ是を受けて、御治世の始に必ず、君に捧げ奉る。此八句の偈の文、三國傳來して理世安民の治略、除災興樂の要法と做れり、之れ皆偏へに妙宗正法の功德なり。國に君あり。一天下を白す、必ず道なる可からず、道暗して如何で、佛法興隆せん、況や佛説き玉へる、正法を解せずして、何ぞ大道を照す事を得む、況や權門の教法に則つてをや、理世安民の要道、偏に法花妙法の宗綱に懸鑰す、寶祚長久の基、王法の繁昌は、正しく佛法擁護に先蹤すべし、と。……

淳々として、本化の宗綱を説き、和光同塵、月明らかに、傍りの人の心の闇を照す。萬座闡として聲なし。元喬忽ち法華を持受せん事を請ふ。列座の僧侶、等しく妙宗に受法し三寶に誓を立つ。松田元國、元喬の父子、既に受法歸依して、内に洗膳の供養を怠らす、外極端の權護を爲す、(岡山、佛住山蓮)、備前四郡に妙宗の流布したる、洵に故なきとせす。

「松田元喬、妙宗歸依の狀況等は、元祿版の、道林寺縁起、精細に之を傳へり。」

然も斯年。驟つて京都を見れば、日野俊基は再び北條討征の謀泄れて、六波羅の手に捕へられ、鎌倉に斬らるゝあり。北條の使臣は手兵三千騎を以て、京都に逼り、一天万乘の至尊を遠流に處じ奉り、天台座主大塔宮を不返の流罪に處せ參らせんとするあり。天皇潜かに笠置山に行幸し給ふ。持明院の新帝立ち玉ひ、翌年三月、天皇隱岐へ遷幸あり、兒島高德、美作院の庄に、櫻樹を削り、勾踐の詩を題して、微慮を慰め奉り。又一方、楠正成赤阪に兵を擧ぐ、千早に支へて、天下の大軍を牽制し。新田義貞、大塔宮の令旨を奉して、上野國に兵を擧げ、播磨の赤松次郎同心、又義兵を、全國作用郡皆繩城に擧げ備前備中に關を構へて、西國の軍勢、上洛の道を防ぎ。一意克く大業を補弼したる。當時、松田元喬等、赤松に與力して、皇命を拜し、能く天業恢宏の責を盡せり。

之れ大覺大僧正と、相前後すること、僅かに二年、其の間の消息、又察すべきなり。

因みに、御津郡福濱村字濱野、松壽寺、及び岡山市船頭町、妙勝寺、和氣郡片上法鏡寺の稿、【參照】

大覺大僧正、中國弘教に對して、辻説法を試られたるは、殆ど斯の伊島の郷と、邑久郡福岡庄の街衢にて、農民に説法せられたる、二個所を除くの外、之れを認め難し、抑も

大覺大僧正、何故辻説法を做せしかは、爰に深く推考するの要あるべし。曩に、備前牛窓に至り、次て濱野に隠栖せる、南朝の臣、多田頼貞を訪はれ、次て、備前の府中とも見るべき、この伊島の郷に錫を狂けられたる、而して各所に散在する、蔓茶羅の年號を見て、其の消息知るべきなり。然れ雖も伊島の郷には、弘教すべき由緒の便りなく、然も城主松田の意嚮も、未だ知る事を得ず、然らば結縁の機根を需むるには、先づ宗祖上人小町ヶ辻の説法、日像上人の辰橋、櫛笥の辻の説法、自ら先蹤あり、皆之れ廣宣流布の瑞奇たらざる可からずと。斯くは路頭に教法を布かれたるなりと、知るべし。

「福輪寺の寺號、妙善寺と改められ、更らに、一時衰滅を來せし、全寺の再興等より現在に至るまでの、興衰興頽其の一進一退の經綫沿革は、寺鑑、妙善寺の章に於て、猶ほ見るを要す。」

備前美作の間、他宗寺院の、靡然として妙宗に歸したるも、偏に松田一族の外護に由れり、妙宗万代の基礎嚴然として爲りしも、皆其の賜なり、備前國に二十二ヶ寺、三十坊

を有する、大本寺より、殆ど法脈流れて、軒豁たる、法燈は熒煌として、群黎の上を照し佛法に隨喜して、王法護持の誠を致し、諸豪族起つて、建武の策なりしも、其の先縱は皆大覺大僧正、法雨化益の實迹ならすんは非ず、噫貴哉。

### 佛住山、蓮昌寺建立

抑も、源平天下に權を争ひて、濫りに王法を紊る。源頼朝、竟に覇業を、鎌倉の府に樹て、國家治平の美名に隠れ。聖天子の歳明を覆ひ奉りて、天下を私しす、然れ雖も塵寰は掌を反す、遑も無く、源氏の私權、北條忽ち之れを奪ふて、後裔九代、實に百三十餘年、天下に禍し、君家を紊る。

時は、建武の大業、將に成らむとする、前一年、我國の靜謐するに由なく、朝家の怨敵譜代相傳へて、王化を蔑如し、政道を憚かる事無し。定に帝位を危ふめ、國家を危ふめむと欲する、僞奴、武を擁して、天下に累在す。



岡山東田町蓮昌寺の表



佛法、今は王法の守りと爲りて、王法の長久また、望む可くも非さらむとす。

大覺大僧正、一度ひ吉備の地に下り王ひて王法の護りたる可き佛法、妙宗正法を弘通し玉ふ。

錫を備前の國の府中、伊島の郷に枉けて、初めて眞言律宗の聖僧、福輪寺の住侶、良游法印を教化し、續いて備前國の管領、松田十郎元國の重臣、難波備前、邪法檢察の吏として、福輪寺に到る。

り、益々意情、至誠の敬畏を致す。廻ち富山中、松田元國、元喬の父子に、隨感仔細を

大僧正、難波を引見して、正法正宗の玄旨を、淳々として説かる、難波備前、信拜する事限りなし。然も其の威容の凡ならざるを識

併せて復命す。



岡山山正市蓮昌寺  
【本繪】大覺大僧正授與

茲に於て、松田父子胥謀りて、大僧正を富山中に招し、法談に事を寄せて、四指を窺ふ。

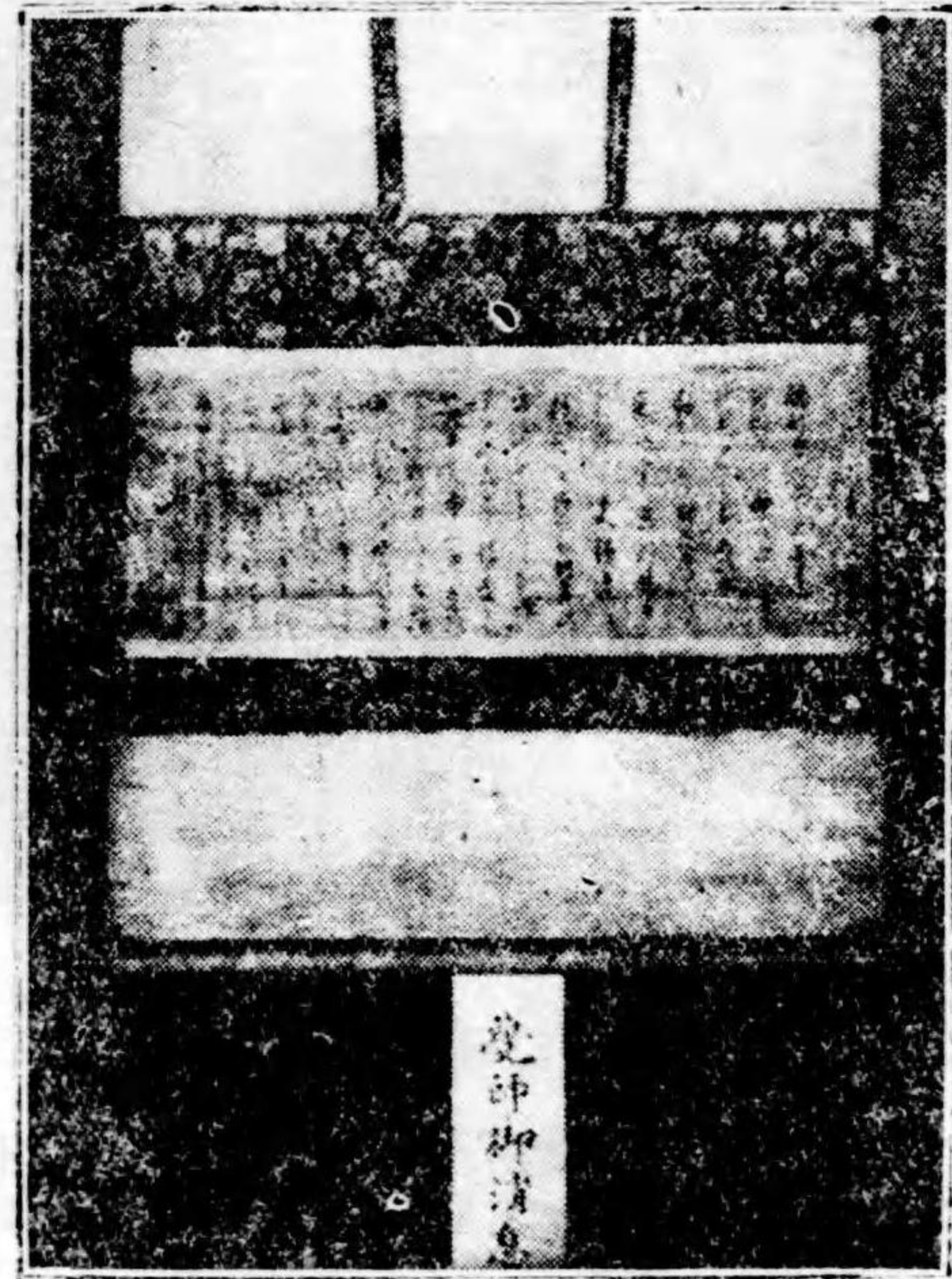
威容敲けとも動かす、法義咎むれ雖も、激ます。初めて、松田父子、本有心蓮の月光、機根に徹底して、一乘の大法を、信受するに至つて深し。

大覺大僧正、錫を福輪寺に停めて、日毎、富山城に到り、松田父子に法を授けて、利生化益す、又克く正法の妙味を悟りて、縦へに王化に潤ふ可き、佛意の微を了す。

徒らに瘦せんとす。民は東敵の作に疲れ、東耕の營に蹙つる。黎民疲弊、困憊を極め、其

然れ雖も、多年の國亂、汗馬嘶けとも、腹

の状、言語を以て盡す可からず。  
而も各地割據の、武邊は、寐及を合して、旌旗を掠めんとす、黎民彌々衰へ、王法益々壞はる、國家の蠱害測る可からず。



岡山市蓮昌寺  
【大覺大僧正の文息】

人皆心あり、心各執なかる可からず、人若し怒るとも、我れは懼れなは、之れ環に端なきか如し、彌々奉公の忠を盡しなは、之れ佛意に愜ふ可し、民の爲めに、哀憐益々撫育を勉めなは、之れ王法に合す可し、即ち上御一人より、下萬民に至るまで、或は現世安穩の爲

大覺大僧正、既に高きより、低きに教化し王ふ、松田父子、また佛法を藉りて、躬ら統帥する、領域の庶民に莅み、人心糾合に勉めむとす、佛法を則とす甚深し。  
一日、竊かに丹波少將康頼卿の昔を憶ふ。政道半は無に非す



岡山市蓮昌寺  
【祖山師堂】

め、或は後世善所の爲め、躬ら弘誓して、所願を得むには、朝、淨水を結ひて、煩惱の垢

を雪ぎ、夕には、深山に向つて、七字の題目を唱ふ。感應懈る莫くむは、岷々の峯、高しと雖も。  
「皇化の高きにも比せん。」  
千嶮の谷、深しと雖も。  
「佛へ弘誓の、深きに準せん。」

雪分けて登り、露も凌ひて下るも、佛に利益の、地を憑ますんは、如何てか、嶮難の路に連はん。  
佛の慈悲に、仰かすむは、何ぞ必ずしも幽遠の境に至らむ。

元喬、釋然として、期する處あり。

即ち福輪寺の川尻り、榎の馬場に大伽藍を建立す。時は元弘の初めなり。之れ即ち佛住山蓮昌寺と爲す。

「佛住山蓮昌寺の建立は、正慶年間、松田元賢の創造する處なりと傳ふれ雖も、元來、松田元賢は、正慶年間を去る、實に百九十餘年の後世、今を隔たる、凡そ三百八十余年の往昔、天文年間の人にして、松田元喬の六世に當る。其の元賢の創造に非ざるは、大覺大僧正の、消息文に視て証明せらる。然れ雖も、正慶年間の建立と言ふは、稍々當れるに邇し、正慶とは、之れ北朝の年號にして、南朝の元弘二年、即ち正慶元年に相當す。(蓮昌寺誌) 今其の消息文を掲ぐれば、左の如し。」

「前略 師愁の容顔在り、之れに依りて、尊者驚き玉ひ、希有の思を爲して、上人には御惱に在すや否、或は又尊慮に叶はざる事の御在すにかと伺ひ玉ひしか。師の宣ませ玉ふには、我永仁二年の夏の初より、今歲康永元年に至るまで、五十餘年の間、我か師日蓮大聖人の遺命を守り、此妙法を心よく、天聽に達し、京都の廣宣流

布の事、既に師の本懐を遂げ畢ぬ、我今七十四歲、命終らむとす、今年霜月過さす、歿しての後は、唯た西國弘通の事を、偏に日像に變つて、身命を捨て、護法のこと頼母しく、大覺と呼び玉ふ、尊者この時悲歎涕泣の御聲響く、師重ねて曰く、早々と西國弘通の事、怠り玉ふ事勿れと有りければ、尊者師との別れを惜しみ玉ひ、楠木を以て、日像師の御尊像を、彫刻し奉り、師に開眼を請ふて、御肌を離し玉はず、朝暮崇拜す。」云云とあり。(康永元年の春と記す)

之を以て見るも、蓮昌寺の建立は、確かに元弘の歲にありて、松田元國、元喬父子の建立する處たり。然も松田一族の領内民心の、炭合に資す可き、創造の寺院なれば、輪奐實に壯麗の美を究めり。而して松田元喬の法諱は、蓮昌院殿秀哲日妙大居士と云ふ。又以て蓮昌寺の名の起る所以、想像すべきなり。(詳細は、佛住山蓮昌寺の稿、参照。)

大覺大僧正と道林寺

松田左近將監元喬、去歲、富山城中に於て、大覺大僧正より、教化を稟けて、今は大乘

妙宗の、綱領を頓悟する事篤く、爾來其の歸依、殊に深し。

即ち領域の黎民に、慈化徳政を施さん爲めには、悉く佛憲を則と倣し、累祖奉公の至誠、身を立て、家を起さん爲めには、正法の玄旨を藉りて、偏へに領内民心の、炭合に其の冥助を仰ぎ、竟に領轄統一の、策を劃す可く、元弘の年、朝日大川の河尻、榎の馬場に佛住山蓮昌寺を創造せり。

越へて、暦應二己卯年二月、松田元喬、富山城は、中國街道に沿ふて、用兵の便、甚太要害の地ならずとして、居城を津高郡矢城に移す。  
(備前國津高郡金川、臥龍山玉松の城とは、後世命名せしものなり。道林寺縁起に見れば、津高郡矢城と見へたり。)

松田元喬、其の居城を、備前金川矢城に移してより、其の子元泰及び孫治郎元方等、相謀りて、城中道林丸に、内佛を造り、道林寺と稱したり。  
(目下、岡山縣御津郡金川尋常小學校敷地は、即ち其の昔の道林の丸なりしなり。松田元方は、其の法諱を、恭愍院殿道林日覺大居士と稱す。備前文明亂記參照「沼田氏備前日蓮宗沿革史、參照。)

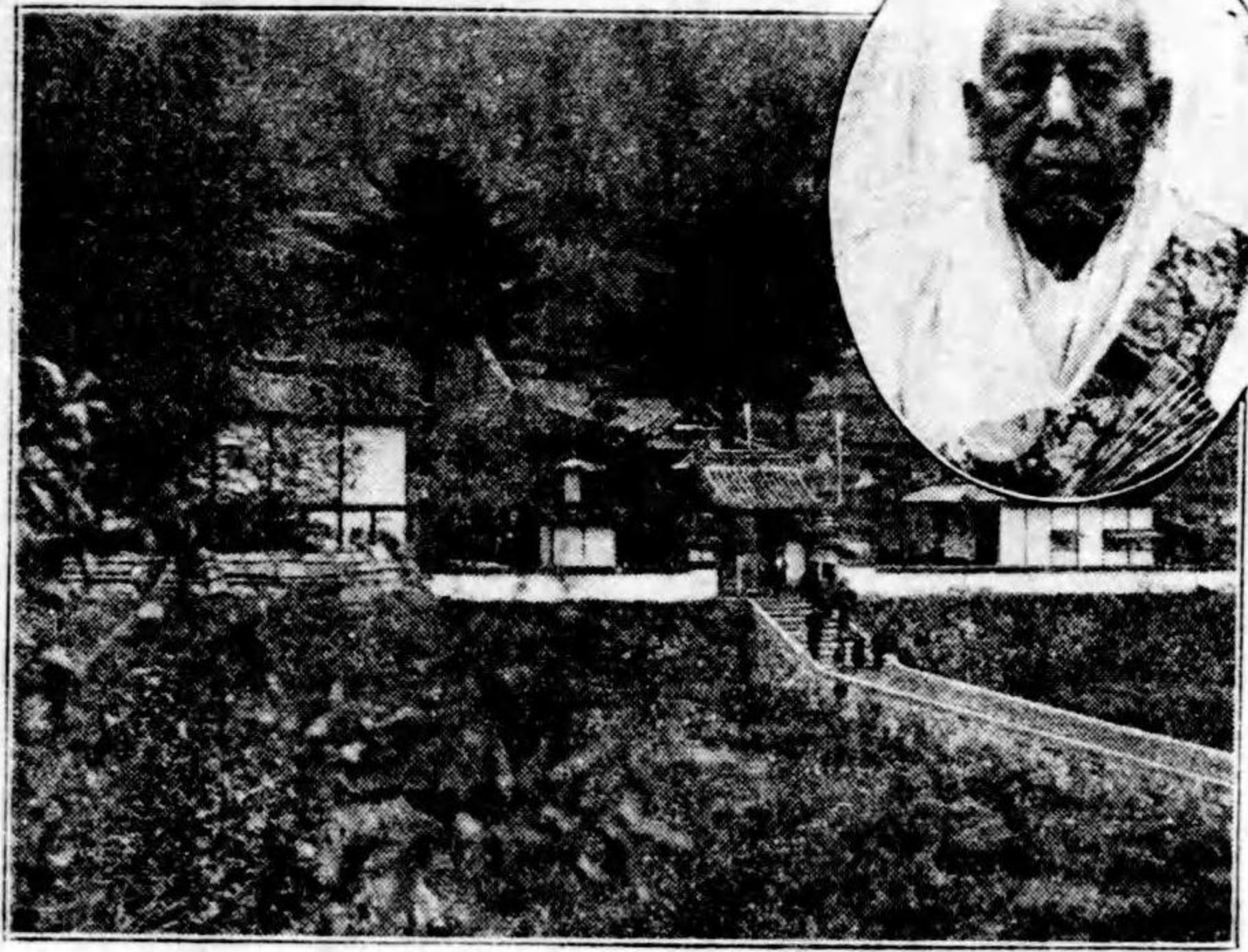
道林寺は、實に備前國の四大本寺の一にして、妙國寺、  
(岡山縣御津郡金川町、單稱日蓮宗、妙國院と、目下號す。) 妙善寺、  
(岡山縣御津郡伊島村津島村、不受不施派、目下も妙善寺。其の昔は福林寺と號す。) 現妙寺。  
(岡山縣牧石の邊なれども、未調に付後卷に登揚す。) 「或る一説に、備前國の四大本寺とは

現妙院に非ずして、岡山蓮昌寺を云ふとの説あり。」併らひ稱せられ、實に堂々たる輪奐は、雲を凌くはかり、塔中相撮ひ、殿堂伽藍、人目を驚かす。然も備前國の生命は、此四大本寺に依りて、繫かると稱せらる。

今道林寺の縁起に由れば、  
(沼田氏備前日蓮宗沿革史參照。)

「抑も當寺、草創の濫觴を尋ぬるに、當國金川村、臥龍山玉松の城、三代の主、松田左近將監元泰朝臣、觀應二年辛卯の歲、龍華樹院日像上人の、御嫡弟、大覺僧正、妙實大上人を、城内に請じ、城中三丸にをひて、佛殿祖廟を造建し、則ち覺尊者を導師とし、遷佛供養の大法會あり。其の後同城五代の主、左近將監元方入道「恭愍院道林公」其の佛殿を蘭若に轉じ、此梵刹に隱居し玉ふ、元大僧正供養の堂なるにより、大覺尊者を當時の開山とす、又大僧正の孫弟、日實上人を二世の住侶とす、即ち元方の法號をあらはして、道林寺恭愍院と寺号す、  
(中略) 偕も玉松廢城となりければ、三の丸道林精舎の堂塔諸尊經卷兵火のために残りたるを、北中山村に移し奉る、即今の道林寺是なり。往古、備前四個の本寺と稱せし、第二の寺なり、國中に法華精舎、皆此四靈場を漏れたるは少し。」

岡山縣津郡中山村  
道林寺全景



松田氏、泯滅の後、洛陽妙覺寺に属し、其の末寺と作る。

當時中山村へ移寺して後も、僧坊猶ほ荒を併へて、莊麗嚴重の伽藍なりしか、寛文の頃、寺中院々、末寺三十八ヶ寺、悉く廢し。(寛文六丙午)今は方丈、恭愍院一宇のみこれなり。(下略 道林寺由来沿革等) (は其の寺誌の稿参照)

其の以後、天正十七年、松田十三代の曾孫元賢戦死し、全年五月廿五日、臥龍山玉松乃城落城し、續いて道林寺の寺境を、中山村に得て、爰に再び創建せり。

松田元方は、朝命を軫念する事、夙に深し京都の方位を安して、乾の峯に、王城拜禮の祈誠を凝すべく、北辰妙見五量菩薩を、勸

請して、朝夕羅拜せり。猶今其の妙見宮を參拜するもの、寔に多く、以て正法歸依の、篤きを知り得べし。

又道林寺の、京都妙覺寺に属したるは、則ち故なきに非ず。永和四年正月、朗源僧都の妙覺寺を開基せられたる、因雷ありて、附流せしものと知らる。

「松田元方の、法諱を一つに、花光院道輪日覺大居士とも見へたり。措らく擧ぐ」。

因みに、道林寺の縁起は、殆ど一小冊子を作すべく、妙國院と相俟ちて、松田金川へ轉城後の隆盛、實に驚く可きものありと雖、大覺大僧正とは、直接の關係を有せされは、之れを省略す、然れ雖も、備前法華の系統を、概述するの点より、後卷、道林寺々誌、及び寺鑑の稿に、掲ぐべし。

### 大覺大僧正と、妙國寺

日向山妙國寺は、(岡山縣御津郡) 其の初めより、大覺大僧正とは、直接何等の關係を有せず。

松田元國、大覺大僧正より、教化を承け、篤つく妙宗に歸依し、世々相傳へて、拜信、

寔に深く、其の外護は備國の東南部を、一捲して、齊然妙宗に歸するに至る、其の賜は偏へに松田氏の力に依るもの、極めて多し。

素と妙國寺は、松田元隆の創造する處にして。文明年間、其の創設を見たる、備前四大本寺の筆頭なりしものなり。

由來 松田氏は、代々敦厚なる、本化妙宗の信者として、世々相傳へ、民治の統一を計るに、悉く妙宗正法の綱領を、則りと做し、領内を統轄して、實に十三代、備前に覇を爲せるも、信仰の餘映なりしなり。

然も其の極端なる拜心と、其の熱烈なる、統一政策とは、時に高壓あり、時に脅迫ありて、他宗寺院の、若し日蓮宗に其の改宗を、肯むせざるか如き場合は、僧徒を捕へて之れを斬り、其の寺院樓閣に、火を放つて、灰滅を期す、加之、其の檀信徒に對しては、居住の土地を追ひ、追放を命す、應せされは拉して、獄に投じ、刑戮す。擧げて數ふ可からす。斯の如く、一宗の綱領を根據として、民治を收め、來りしかは、民領に信仰の觀念篤く、統律極めて易かりしは、松田元成、備後の山名氏と結びて、浦上を落し、播磨の

赤松氏に叛して、百戰克く勝を制したるか如き、又見る可きなり。之れ等、咸其の宗教觀念の、深く根底に胚胎したる、結果に因らすんは非ざるなり。

金川の城下、看谷の地に、妙國寺を建立するや。山腹相迫る、溪間を拓らき、二王門、伽藍、鐘樓、方丈等、實に輪奐の美を極め、川住院以下二十坊、軒を連へ、其の末寺又備前美作に跨かつて、百二十餘ヶ寺を算す、其の當時の繁昌、壯麗を飾る、今猶ほ遺品として、鳳凰の彫ある、欄間の如き、什寶として残れる、厚漆の經机の如き、古色蒼然として疎に往昔の盛隆を偲ふものあり。

松田一族の他宗寺院に、改宗歸依を迫りしは、元方、元隆、元成の時代を、最も熾むなりしか如く、見ゆるも、既に妙宗統合政策は、遠く大覺大僧正より、元國、元喬等の教化を承けし時代に、肇まれる事は争ふ可からず。全國津高郡建部、藤田山成就寺の如き、既に延文の三年に、其の改宗を成せるに見るも、寔に知る可きものありとす。

又妙國寺の創造に付ては、種々の説ありと雖も、松田元成の弟、元滿の建立する處にして、妙國寺と號して、之れに居住せしは、妙國寺の由來記等を、綜合して信す可きもの

とす。慶安年間けいあんねんかんに於ける、状況じやうけうを見るに、

「元成卿亦承順于親師之化、忽便權宗之諸寺命改宗焉、舍弟元滿公、又祝髮稱花光院、權大僧都日精、即建立一寺、號日向山妙國寺矣。自文明至寛文六年、十世相繼本堂、祖師堂、客殿齋堂、鬼子母神堂、二王門鐘樓堂、連軒整々也、有搭頭十個院、末寺五十餘個寺、當時中本山號、往時僧累世巡回邦内、而法說法教化歸者甚夥矣。」

(備前日蓮宗沿革史沼田氏參照。)

然れ雖も、元龜、天正時代の、妙國寺本末寺定判記を見れば、備前、美作兩國に於て、其の數百二十餘ヶ寺と在り、甚太盛大なりしは察す可きなり。(後卷、妙國寺、誌沿革の項參照。)

今、松田氏の爲めに、改宗せしめられたる重なる寺院を擧ぐれば、(廢寺は省く。池田新太郎少將光政公の、寺社廢合政策に因る。)

- △勅命山、日應寺 岡山縣御津郡馬谷下村
- △正保山、幸福寺 全 郡菅野村
- △藤田山、成就寺 全 郡建部村

- △法住山、妙淨寺 全 全
- △池本山、孝德寺 全 全
- △姫居山、光權寺 全 郡柏谷村
- △ 妙福寺 全 美作國福渡村
- △瑞輪山、香雲寺 備前國赤磐郡國ヶ原村

其の外、池田新太郎少將光政公の(岡山)廢佛、滅寺政策に依り、寺院の滅亡したるもの其の數實に二百四十餘ヶ寺に及べり。

因みに、各寺の沿革は、後卷各個寺の寺誌の稿に委す。

然るに前條中の、藤田山成就寺には、大覺大僧正、延文年間一ヶ年内外、停錫せられたりと、全寺の緣起に見ゆ。されど未だ其の事實を事實として、對照し來る旁証を得ず、故に爰には、其の寺記に於けるもののみ、參考として掲ぐべし。

藤 田 山、成 就 寺

天平勝寶元年、孝謙天皇の勅願により、報恩大師の建立する、四十八ヶ寺の一なり。世



藤 田 山 成 就 寺

【村部建部津御前備】

々々天臺宗の、法燈を續け來りしも。延文三年  
戊戌の年、臥龍山玉松乃城主、松田左近將監  
元成公の嚴達により、改宗す。領内百姓に至  
るまで、何れも改宗すべく、若し改宗に應せ  
されは、領内を轉退すべく嚴達ありしに由り  
寺檀相計りて、日蓮宗に歸せり、此時、大覺  
大僧正を、開山とす。大僧正爰所に錫を停め  
らるゝ事、凡一年、之れを日實上人に托して  
諸國弘法の爲めに出發せらる。此時、當寺を  
成就寺と稱し、藤田山と號す。此地留澤村は  
往古、田地子と稱し、朝日川の北を、古山村

又は小山とも云ふ、川南を藤田村と稱せり、之れに因りて、山號を藤田山とし、孝謙天皇  
の御願成就の靈刹なるの故に、成就寺とは言ふなりと。京保年間、時の郡奉行への書上書  
を見るに。

書

御津郡奥分 留澤村の内、藤田山成就寺、取調候處、摩訶上人開基、勅願寺にして  
備前四十八ヶ寺、御建立の時、御結願御願成就の寺に付、成就寺と申由、天台宗にて  
其の後當御國の、金山寺の末寺に成、  
其の節、本尊毘沙門、寺中拾貳軒  
金川城主、松田元成改宗被仰付  
雲慶、(行基)の二王尊像あり。品田村孝徳寺、建部上村の妙淨寺の末

享保元年申九月二日

大庄屋中田村

十 兵 衛





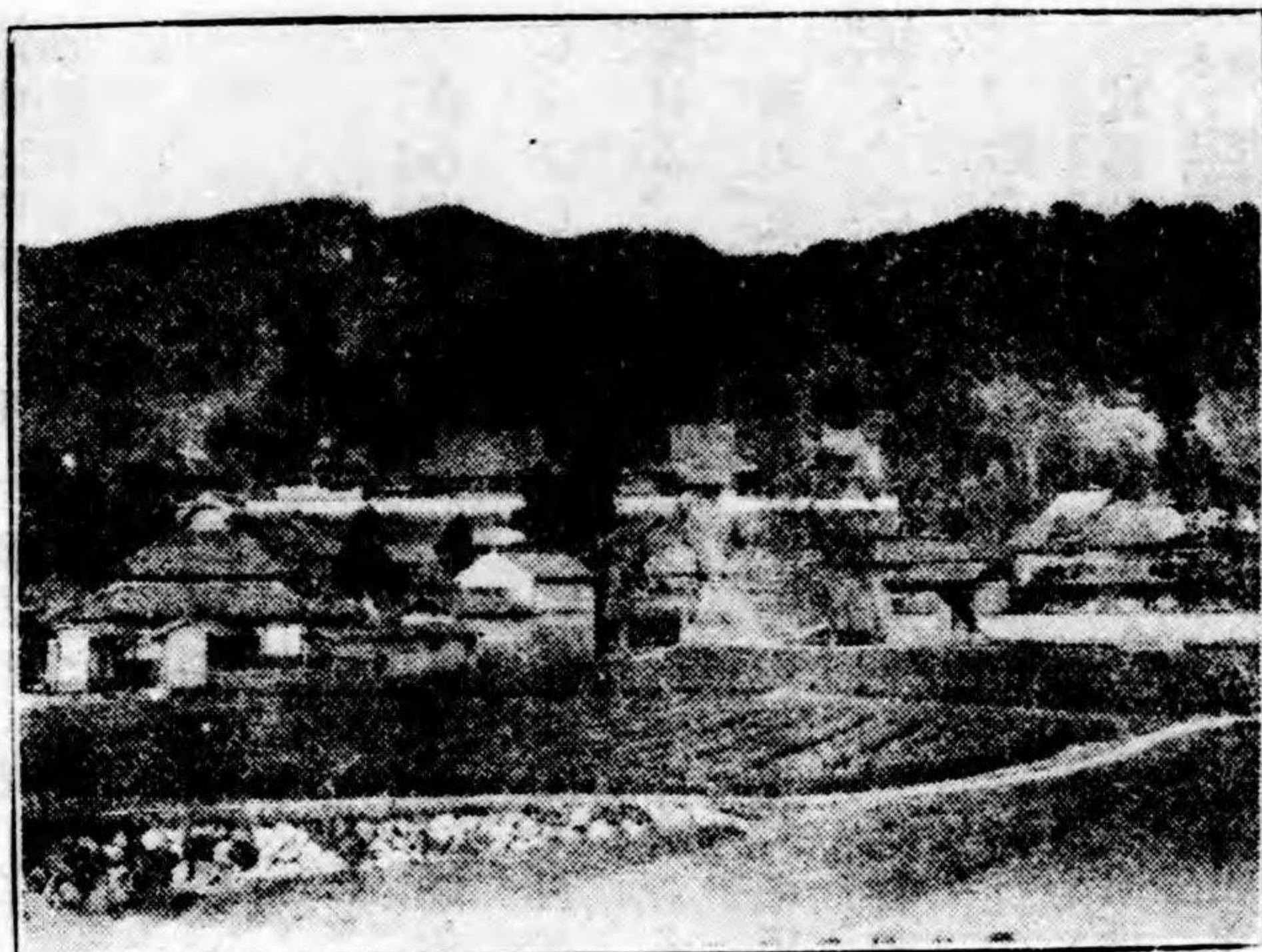
上道郡の部

- 築地山、常樂寺。 馬峠山、明王寺。 塚原山、西明寺。
- 靈山、満願寺。 廣谷山、如法寺。 金陵山、西大寺。
- 岩間山、西明院。 今谷山、長樂寺。 澤田山、恩徳寺。
- 瓶井山、禮光寺。 湯追山、浄土寺。 脇田山、安養寺。

白玉山、龍淵寺

本寺また大覺大僧正とは、何等の關係を有せず。之れ等しく、松田氏の、統一政策に依り、永正二丑年、松田左近將監元成の、建立する處にして、大乘院日香上人の開山なり。

僅かに一步の山背を隔て、改宗せし寺院數ヶ寺あり。然るに猶ほ此寺を建つ、之れ即ち松田の政策上、細心の注意を拂つて、他寺の向背を監視し、且つ民治の狀態を、仔細に護証せしむるの手段に外ならざりしなり。之れ又高閣雲を凌ぐの宏莊にして、本堂、祖師堂を初め鎮守堂、二王門、庫裡、塔中十二坊、實に成就寺にも譲らざるの、大伽藍なりしなり、惜しい哉、慶長三戌年十一月八日、火を失して、悉く焼亡す。而も元龜三年、松田氏、亡ふるに及むて、再建期なく、遂に廢寺たらむとせしか、妙國寺の八祖、化城院日城上人、之れを惜むて、本堂庫裡、並ひに塔中一坊を建立す。以來隣村



備前津郡部村 白玉山龍淵寺

地境の四民、群を作し、參法して法味に潤ほひ、化導盛なりしも、慶安年間、建部市場

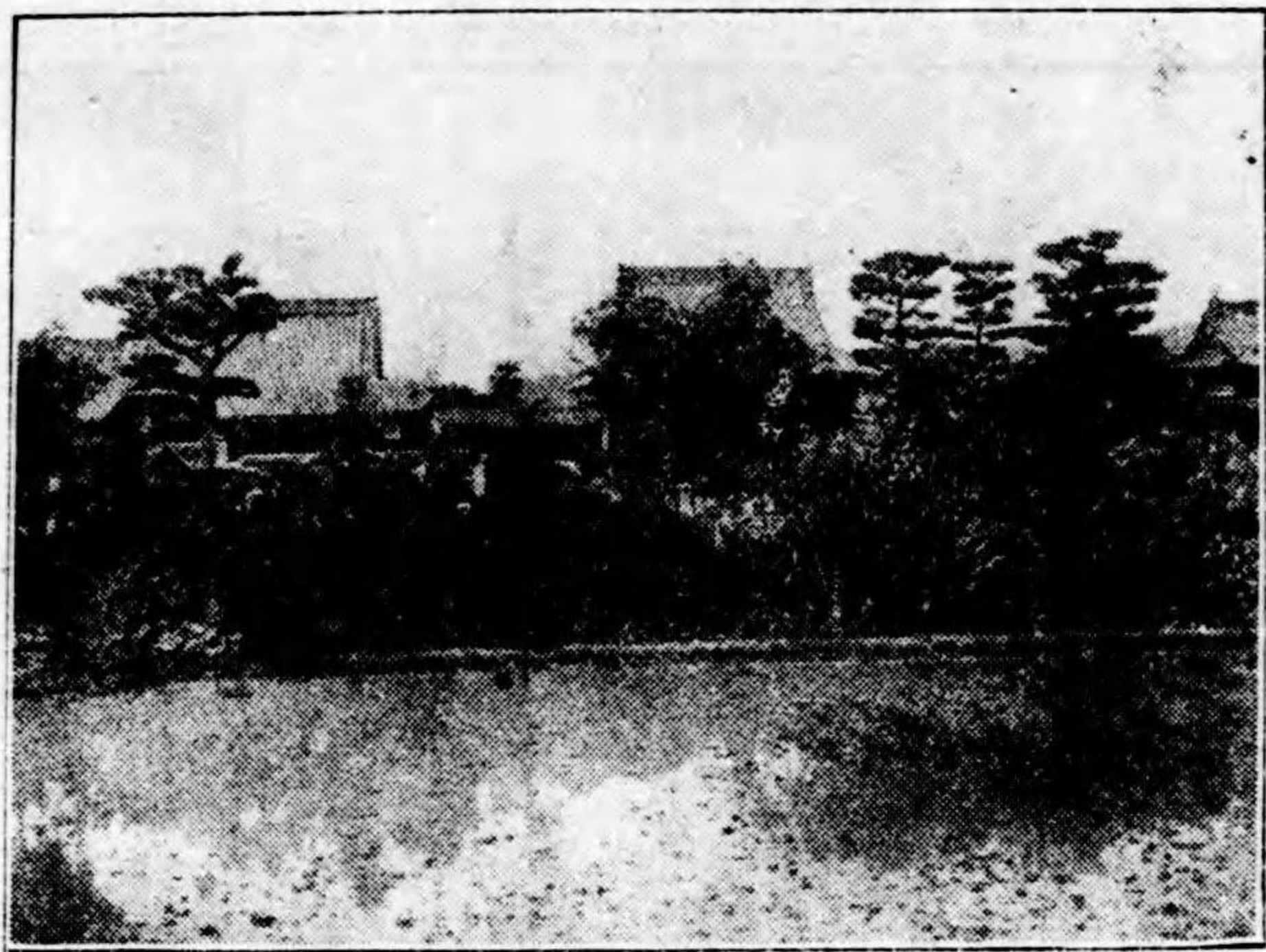
より、白玉山麓に、移轉す、越へて寛文年間、均しく池田光政公の寺院、淘汰によりて塔中末寺等、悉く破却せらる。(沿革等は、龍淵寺の稿、参照)

大覺大僧正と、松壽寺

立石山松壽寺は、大覺大僧正、備前各地に於て、本化の妙法を廣宣流布し、正法を弘通し玉ひし、事績とは、實に分離す可からざる、最も深き關係を有し、又最も重き史實を繋げる、寺院にして、實に逸す可からざる、遺蹟たればなり。

彼の寛文年間、備前岡山藩主、池田新太郎少將光政公は、究めて儒を學び、甚太佛法を排す、竟に全年間より起りて、延寶の末年に至るまで、十有餘年間、領内寺院の廢寺を命じ、殿堂鐘樓の破却を斷行し、僧徒の還俗を嚴達せり。

此當時松壽寺の住侶に、本覺院日通上人あり、領主排佛の政策を聞き、全派の寺院、(本門法華、京都本能寺)備前國牛窓の本蓮寺住侶日全上人と謀り、寺中の寶書、諸記録の類は、悉く用水井戸の内側、石疊の側石を抜き、奥深く土を扶りて、之れを隱匿し、舊の如く



備前國御津郡濱村字濱野松壽寺の景

勢勝右衛門へ宛て差出したる、寫。

石を抉みて、寺寶記録の沒收を免かれたりき。全時に記録什寶等、隱蔽の疑を以て、兩者共に捕はれ、岡山城中の獄舎に投せらる、糾問日に嚴重を極めしも、遂に其の實を吐かさりき。獄中に在る事、百五十餘日、其の罪を疑はしとして、許され歸山す。是れ延寶七年なりき。

起へて天和年間、曩に破却廢寺を免かれたる領内の各寺院に對し、嚴正なる、寺誌を取調へ答申すべく嚴達し來る。

- 一本 山 本能寺。
- 一山 號 立石山、松壽寺。
- 一崇 拜 釋迦多寶井上行等四菩薩。
- 一當寺、開山 大覺和尚、是、後醍醐天皇、第三宮大覺寺殿御事也。
- 一大覺和尚御遷化、貞治三年 甲辰 卯月三日。  
但し及今日三百二年乎。
- 一當寺草創之本願者、清和天皇十四代の嫡孫、能勢太郎判官賴仲公。
- 一建立月日、曆應四年之建立也。
- 一名島中納言御代焼失。
- .....
- .....
- 天和三 癸亥 九月廿五日

寺社奉行 能勢勝右衛門殿

本 覺 院 日 通

〔書寶寺壽松の野濱郡津御國前備は書本〕

立石山松壽寺の草創は、曆應四年、多田賴貞の子、太郎賴仲の建立する處なり。  
 抑も、多田賴貞とは、後醍醐天皇、勤仕の武士にして。清和天皇十三代の後裔、多田滿  
 仲の男、賴光九代の嫡孫なり。



野濱字村濱福郡津御國前備  
 尊本の與授正僧大覺大、寶什寺壽松

其の初、天皇に供奉して、山城國笠置に據りて、北條の臣、二階堂道蘊と戦かつて敗れ、天皇隱岐に遷幸し給ふや。措らく其の本領攝州の能勢に隠る。建武中興の大業なりて、革めて、攝津能勢の郷の目代たり。  
 然るに建武の興業、不幸二年を保たず、足利尊氏叛し、宮闕

を侵し奉るや、天皇比叡山に行幸あり。  
 其の後尊氏、帝都に破れ、九州に落ちて、大兵を擁し、安藝の嚴島に於て、持明院上皇

の宣旨を得て、嚴島に錦旗を偽造し、都を犯さんとして、兵庫に上陸す、官軍之れを支へて敗れ。新田義貞等また京師に退くや、尊氏持明院を擁して、東寺に據り。伴はつて降を天皇に請ふ、遂に天皇を花山院に、幽閉し奉りて、三種の神器を、持明院に譲られん事を強ふ。

天皇、暗夜竊かに大和國吉野に潜幸し給ふや、諸國の軍勢、多くは、賊軍、尊氏に下る南軍爲めに振はず。爰に於て、南朝王勤の武辨等は、何れも諸國に落ちて、身を潜め、孤忠遙かに南朝に應策し、忍んで機を窺かひ、賊軍を撃たむと謀る。

建武二年正月十六日、全二十七日の戦に、頼貞また山城八幡に敗れ、竊かに京都を落ちて、身を諸國行脚の武邊に窺し、地方士民には、兵法修業者と偽りて、備前濱野入江の片傍りに隠栖す。

頼貞に従かつて、兵法を學ぶ者、阿比、平井、春日、森、林、黒崎、竹田等の人人あり一日頼貞、皇軍應策の大義を以てし、射ら南朝の臣、再舉義旗を讎す可き、計謀を衆に示し、其の實を語る。

聽く者、喜んで生死を共にし、皇軍拜命の誓を立つ、先づ附近の各郷を攻めて、其の勢

を統へむと、近邑を斬り従かへて、十七郷を統む。

備前守護、播磨白旗の城主赤松氏之れを知る處と成り、手兵三百を率いて、來り攻む。頼貞十七郷の味方を以て、赤松勢と戦ひ、大に之れを破る。

頼貞、赤松勢の大舉攻撃し來るを悟り、大に之れに備へんとす。由來濱野の地、攻守共に用兵に便ならず、即ち迎撃の砦を、網野濱、阿比六郎熊城の邸に移して、逆茂木、鹿棚を設けて、赤松勢の來襲に備ふ。

赤松果して五百餘騎の兵を率いて、來り攻む、連戦甚だ苦闘すと雖も、容易に之れを抜く事能はず、然るに頼貞の武兵の内に、赤松に通する者ありて、戦一日にして敗る。頼貞味方と合して九人、漸く逃れて、中野の邑に隠る、黒崎、武田の二人、竟に赤松に降る。

赤松、頼貞の首を獲んとして、賞を懸く、然れ雖も、竟に求むる事を得ざりき。

頼貞の孤忠も今は空しくして、遂に果す可きの、機會を得ざりき。回天の憾みを呑み、北關の天を仰げは、悲しい哉、天下は賊軍の占むる處となり、尊氏權を恣まゝにす。

尊氏夙に術策に富みて、權略あり、宏量甚だ廣く、苟も降伏する者あれば、例令深讎

大敵と雖も、邑土を遷さず、土地金帛を惜まず、悉く將士に與ふ、然れ雖も、天皇を幽し、皇子を毒し奉り、反逆を以て、天下を奪ふ、然も猜疑常に多く、殺戮を専にして骨肉親と雖も、其の横死は免かれさりき。自然政治に偏頗多く、常に詐偽を事とせり、故に叛亂絶ゆる時なかりき。

尊氏、頼貞の孤忠勇武に、深く心志を傾けり、即ち使を送りて、其の降伏を勸め、與ふるに、舊邑領土を以てす。

頼貞、多年苦節を守り、孤忠偏へに勤王に殉するは、獨り大義の重きを識ればなり、我嘗て未だ倍臣の祿を食まず、今や皇軍微として振はす、既に頼貞の隱栖を知れば、輒近吾れか命を隕すは、火を視るよりも炳らかなり、怒しい敵の刃に斃れて、恨みを千載に貽すよりは、潔く爰に屠腹して、幽明の鬼とも做り、我大君を護り奉るこそ、寔に万腔の本意なるなり、之れを措いて又他に何をか需めんやと、興國四年八月十二日、腹を割いて逝く

(北朝康永三年) (法名道謙、其墓、猶ほ松蔭寺境地にあり)

「多田頼貞の屠腹せしを、興國四年なりとすれば、之れに先たつ三年、曆應五年に、

備中國輕部に於て、寶塔を建立し置き玉へるを知る、(三輕部の寶塔の稿参照) 然らば頼貞、屠腹の歲月は、輕部の寶塔、建立以後の三年に當る。

更らに、備前國牛窓本蓮寺へ授與し玉ひし、本尊には、元徳二年庚午二月十二日と記し、別に建武三年丙子二月二十六日、又別に延文三年と記さる、斯の如く、大覺大僧正、中國の地の巡錫を、元徳二年に在りとすれば、建武の亂に、多田頼貞の京都を落ちて、濱野の邑に隱栖せし、以後に會見し玉ひしは争ふ可からず、大覺大僧正の、濱野へ來り玉ひしは、第二回若しくは第三回目の、建武三年と見るを、正とす可し、又妙勝寺の建立は、網の濱の戦ありし、康永元年の五月と做す可く、夫より進むて、備前の東部、和氣の驛、三石、片上地方へ巡錫ありし如くにも、管見せらる。然るに爰に最も本化妙宗の法味を潤ひしは、備中國竹の庄、舞地の各寺なり、之れ等は、悉く嘉暦年間に於て、改宗せしを見るの一事なり、想ふに元徳年間牛窓より、備中に發錫せられしことは、如何にも判断し難く、又美作國より、備中國に向はれしとすれば備前牛窓へは、備中より轉錫せられしもの乎、措らく、記して他日に譲る。」

因みに、各寺の寺誌を参照すべし

深草の元政上人、一世の碩學を以て、龍華傳を刊行し、記するに、大覺大僧正を、近衛藤公經忠の子なりと做す。

龍華傳刊後の、万治元年より、本覺院日通上人の、岡山藩寺社奉行、能勢勝右衛門へ、答申せし、天和三年とは、其の差二十五年を隔つるの後なり。

既に本覺院日通上人より、寺社奉行へ、寺蹟取調への答申に於て、既に大覺大僧正を、後醍醐天皇の第三皇子、大覺寺の宮の御事なりと、明確に斷定して、提出せる所、既に備前各地に散在する、吉備前鑑を初め、和氣絹以下の諸書は、咸等しく、後醍醐天皇の皇子、大覺寺の宮と做す。

記録に因りて立証せば、斯の如く堂々たる、支証あり、書物に因れば、斯の如き確乎、動かす可からざる、立証あり、何ぞ之れ以上に疑を挿まむや。

備前、備中、美作の、各地に於ては、宗祖日蓮上人より……より、以上に、大覺大僧正を崇拜するの至誠は、獨り本化妙宗の始祖として、妙宗信徒の拜信するに非ず。禪宗

を問はず、眞言、天臺、念佛宗の信徒を別たす、悉く然りとす。

我日本國の國民として、皇室の尊嚴を尊み奉るの至誠は、國土創造の初より、一貫せるの、國是の大綱たり。

愆る故に、松田元國、元喬の如く、又は伊達彈正朝義の如く、其の外護の極端なりしも強ち不審と做すには足らざるなり。

又大覺大僧正の、正法弘通に當つては、終始一貫して、一回の詬罵なく、一回の横災なきを見るも、容易に此間の有様を想像すべきなり。

况や他宗權門の徒に至るまで、實に想像も及ばぬ、至誠を捧げて、大覺大僧正の、遺蹟たる、廟前、塔側に拜跪するは、六百年來、毫も異りなき、靈想の遺傳なり、之れ我國民として、皇室の絶体尊嚴を、保ち仰ぎ奉るべき、當然の事實にして、苟も怪しむ可からざる、尊貴に對する、禮拜ならすして、亦何ぞや。

然るに獨り京都に卜居して、著述せられたる、龍華傳以下の各書のみ、近衛經忠の子と稱して、憚からず、其の近衛經忠の子と稱するには、何等毫末の証據あるに非ず、矧や旁

証をや、之れを近衛家に糺せは、甚だ明瞭ならずして、悉く不明なり、何ぞ失當の甚だしき、樗嚴坊日叙上人に對しても、護良親王の王子たる事の極めて崇敬を缺ける如き趣ありと、甚だ相似て庶幾からむとす。

其の當時の國狀を見れば、我國開闢以來、嘗て其の例を聞かざる、大叛逆の賊子ありて一天万乗の至尊を虐げ奉る、剩さへ皇子の宮に毒を奉る如き、大不敬、大暴惡等、思ふさへ、畏れ多き、國家の危期累卵よりも、甚太しき時代に際し、此逆惡思想を根本より芟除せんか爲め、親征の鋒を、御手より捨て給ひて、法華經の卷數を握り、玉葉の御身を弘通して、土豪、古族を教化し玉ふ、其の幾艱難の趾を忍び奉り、之れを史籍に徴し來れば、實に悲憤の泪の阻き難きものあり。實に妙宗の正法こそ、我君家を保つの大綱と做し玉ひしは、其の教化の跡を見て、竊かに拜察し奉るなり

因みに、猶ほ断定に憚からず、且つ爰に提示す可き事實ありと雖、各稿目の章に望みて、一々例擧する事と做せり、私情を挿むて、大覺大僧正の御事績に對して云爲するか如きは、寔に憚かる可きもの多し、日本國民として、甚だ謹まざる可からざるなり。

### 網の濱の戦い、妙勝寺

多田頼貞、既に近郷の土民を隨かへ、其の勢を募り、味方を集むるに於て、再擧吉野の官軍に應策せんとして、事を擧ぐるや、備前三石の大目代、早くも之れを識り、兵三百を率ひて、頼貞を攻めしも、遂に戦敗れ、味方の軍兵、大半撃れて、退そきぬ。

多田頼貞、斯の一戦には、克く勝を收めたりと雖も、赤松の軍勢、必ず大軍を率ひ、再擧襲撃し來るを豫知す。

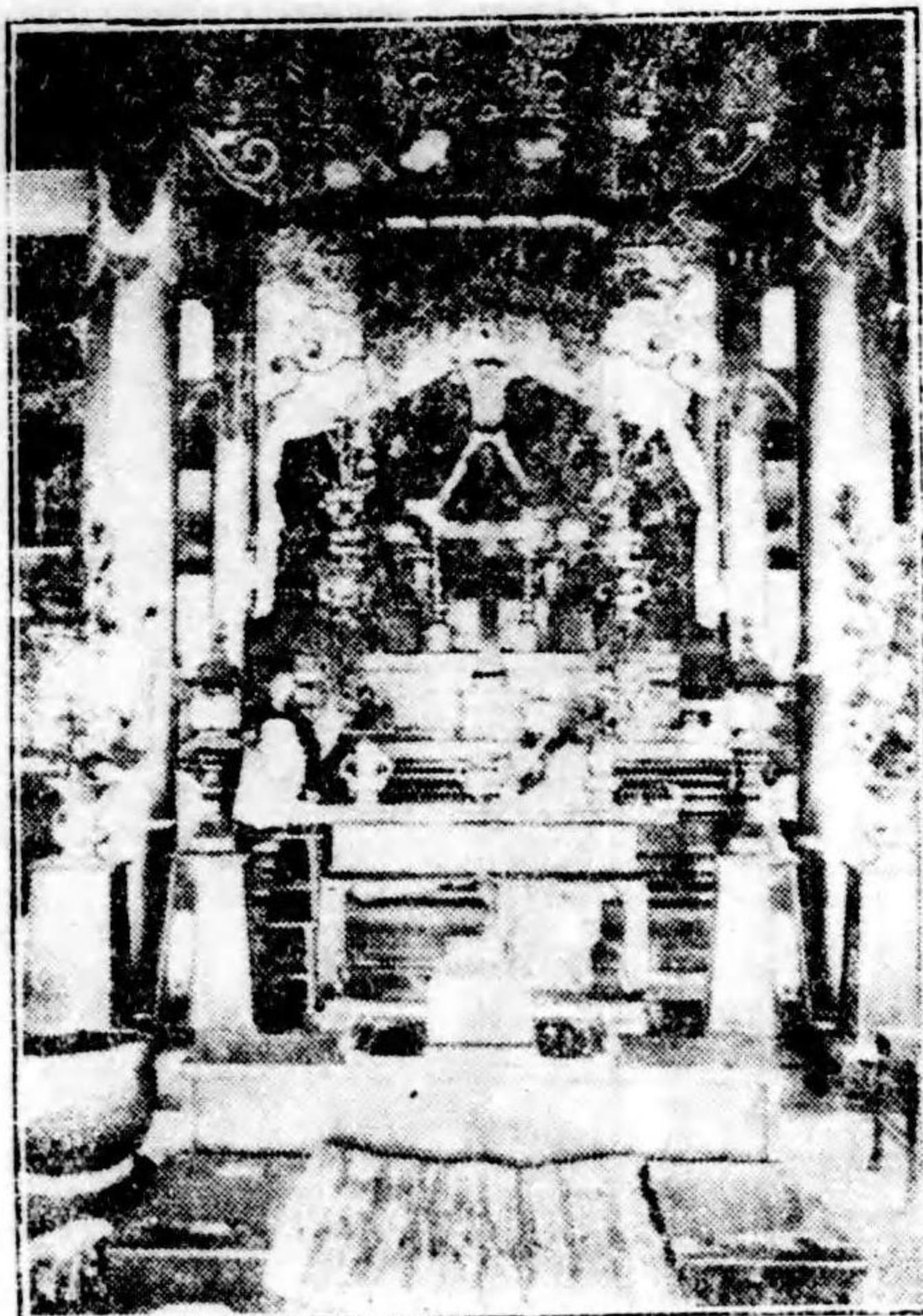
由來、濱野の地形、戦に適せず、戦陣甚だ不利なりとて、陣地を網の濱に移し、阿比六郎熊城の、邸を以て砦に當つ。

果して、赤松の軍勢、大擧し來り攻む、戦ひ克く勉めたりと雖も、敵に内通の間者あり





自筆として、其の縁起は軸中に在りと証明せり、然れ雖、現在の妙勝寺は、其の當時の戦



寺勝妙市日二市山岡  
像木祖宗ふ傳と來傳

跡には非らざるものゝ如し、附近、寺境に接して、妙勝寺屋敷と呼へる處あり、以つて其の位置の、幾分移動せしを知るべし又大覺大僧正と、尤も深き關係を有せる、事實を對照せば、多田頼貞の臣、能勢修理の墓碕、今猶ほ境内の、畑地に在るを見

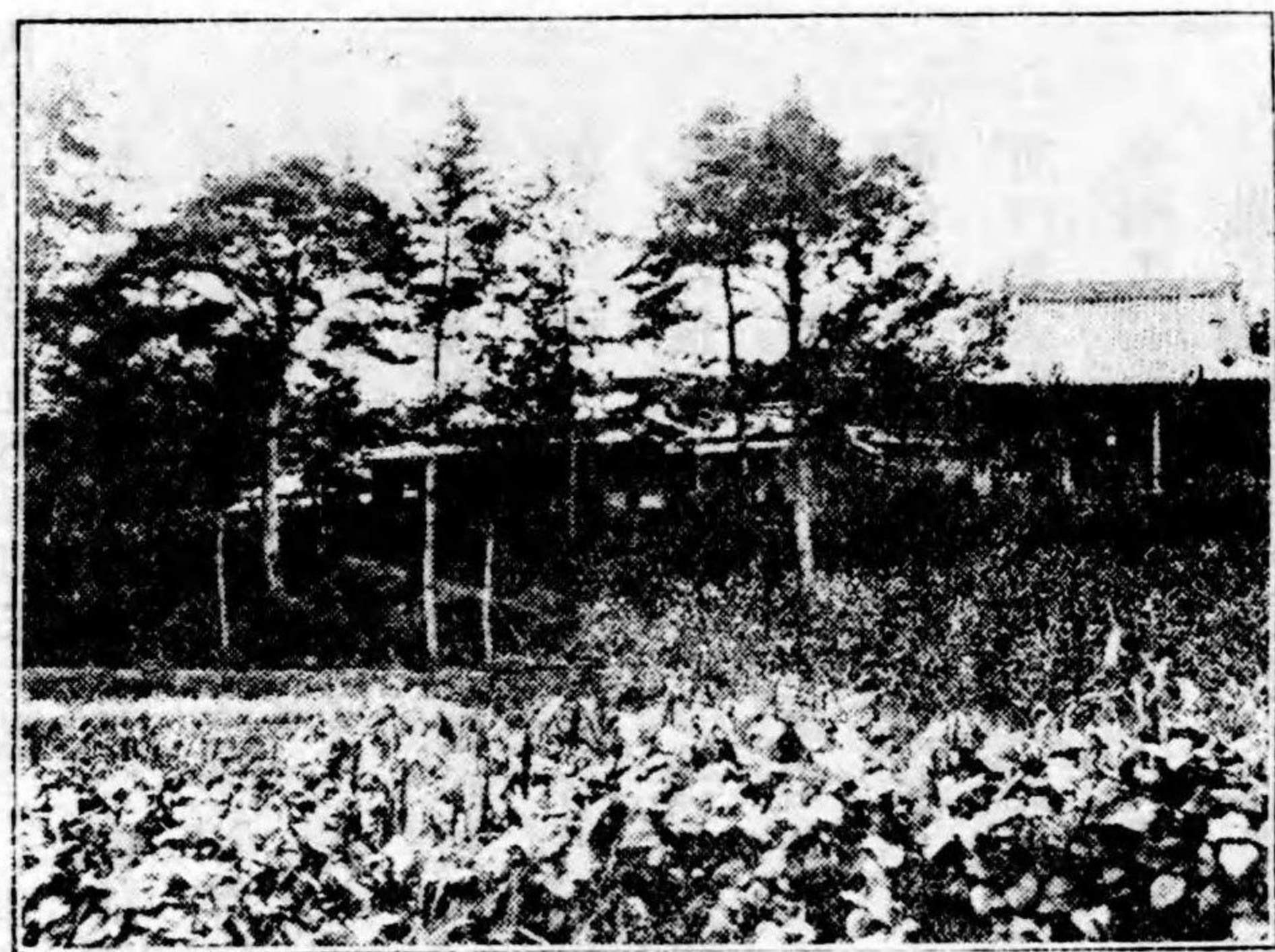
て知る可きなり。(之れ等の關係も、妙勝寺々誌の稿、參照)

### 大覺大僧正と、實教寺

大覺大僧正、東部備前の各地を、巡錫し玉ひしは、元弘の當初なり、又は曆應、康永

の年間にありとも、推測する事を得べし。

之れを元弘の年間にありとすれば、富山城下に辻説法を試みて、福輪寺の良游法印を教化



景の寺教實屋冶鍛郡磐赤國前備  
りあに村岡福郡久邑は前以

し、松田元國、元喬父子の、隨喜歸伏後、此地を出錫して、東方に向はれたるか如し、之に對しても、僅かに推測し得へき、旁証なきに非らざるも、斯の系統を語るに先たち、之れ以上に証を支ふるものあり。

开は即ち康安元年八月二十三日の日附を以て、動かす可からざる、支証にあり、筆を進めて、此間の系統を、先づ説明し置くの必要を認めざるに非ざるも、以下因み書きの如き理由もあり、又本然此稿は、後卷に編入すへき、豫定の稿にもあれば、爰には措らく省く事と做す。(實教寺の稿、參照)

因みに、本稿を起草するに當り、其の實際の調査に着手して、極めて旁証と爲すに足り、甚た支証と做す可き、實証を得る處ありしも、恨むらくは、此間の裏面に伏在する、或種の事情は、忽ち斯の如き旁証あり、又斯の如き、支証ありと、列擧するを許さざるものあり、著者か少なからず遺憾とする處、幸に諒とせられよ。苟も大覺大僧正の、御事蹟は、恐らくは、七八九ヶ國に涉りて、漫然として散在し、漠として捕捉し難き、困難は、到底尋常の想像を以て、識る可からず。殊には他宗寺院等にも、深き關係のありて、益々其の材料の蒐集に苦しむ。矧や時恰も、建武中興の時代に際し、又本化妙宗の法難は、東西幾度の回祿を重ね、其の爲め事蹟の泯滅せるもの、蓋し淺少にあらざるなり。斯の如き事實の下に、大覺大僧正の事蹟御傳を、起稿せんとするに當つては、章を樹て、條を逐ひ、逐章一貫して、編纂する如き事は、絶体不可能の事に属す。強て之れを起草編纂せんとせば、勢ひ牽強附會、強て捏造して以て、今日以上に事實の顛倒を強するの、事に陥るは、又免かれざるなり。故に事蹟遺蹟を、斷片的に個々擧げ來りて、旁証を附會し、支証を示して、遂に

其の終りに至り、結論的御傳を編纂せば、或は眞象に庶幾かるべし。其の爲めには、極めて小なる、事蹟と雖も、之れを閑却する事能はず、又人の顧さる遺蹟と雖も、之れを除外する事能はざるなり。若し之を閑却し、除外せば、恐らく其の部分のみ、缺如するの免かれざるは、又當然の結果に陥るなり。今や備前國福岡の郷を、中心として其の脈絡を辿れば、寔に系統の根底とする可き。旁証のなきに非らざるも。如何せん。之れを公開せば、或は紛擾を醸成するの、恐れなき能はざればなり。若し宗内紛擾を導く如き事ありては、大僧正の徳行を傷つくるのみならず、此眞正の事業に對して、末法の觸惡を、猶ほ裏書きする如き、事あれば、夫れこそ、靈界指導の威權も、一世師表の人格も、啻に俗者の嗤を招くに、止まるのみ、著者又謹慎、深く想ふて、斯の記事に對する、必要の要旨を、回避す、之れ著者獨り敬意を拂ふ所以にあらず、一信徒の身として、謹て捧ぐるの至誠なればなり。然も大覺大僧正の如き、身を高貴より出で玉ひて、本化妙法を拜心し玉ひ、新宗を弘通して、永久に國家の正道に、衆民を導き玉ひて、幾艱難を辭し玉はさりし

如きを、靈蹟靈所は、之れを萬代に傳へて、誇る可く、其の德行は千古不磨の法を以て、拜すべきは勿論、他宗に於て、嘗て皇家の裔として、大僧正の御事蹟の如きは、更らに他に類例を見ざる處なり。爰に私情を挿みて、萬一にも事端を、惹すか如き事もあらは、寔に畏れ多き事たるを憶ふ。  
私を棄て、公の爲めに盡すは、之れ我國民、固有の美德にして、又以て人たるの本道、此一筋に外ならず、著者か至誠を捧けて敬意を致すは、畢竟大なる苦衷の、存在するものなり、私言を挿むの罪、輕からすと雖も、幸に寛容せよ。

大覺大僧正、法鏡寺

法鏡寺は、往昔大覺大僧正、中國巡錫の當時、この地に錫を停め玉ひし、法華堂、靈所の一なり。

其の建立は、文和元年にありと、傳ふると雖も、恐らくは曆應の歲、若しくは康永の年間にある可きを以て、至當と做すの、幾かしらむ乎。开は、觀應の末年より、文和元年に

亘りては、其の巡錫の趾を、淡路島、小豆島の、各所に見るに於て、而して文和二年二月四日には、備前國津高郡、佛乘寺に授與の本尊あり、(津高郡は、今の御津郡にして、佛乘寺は、寛寺の什寶)



前寺鏡法町上片郡氣和國前備

更らに錫を轉じて、備後の各地に涉られたるは、文和年間にとす素より斷定は許さざるも、之れ等を綜合して、推測すれば、確かに康永の歲にありと爲すべし。之れを推測せしむるには、大樹山法泉寺の建立を見て知る可きなり。

(大樹山法泉寺の稿参照)

法鏡寺は、爾來、幾度も兵燹に罹りて、記録什寶の焼亡せしもの少なからすと雖も、後年大僧正の跡を、残らす巡錫せられたる、朗源僧都の胎されたる、釋迦の涅槃像を見る

も、其の當時、深き由緒の正しかりしは、寔に知る可きなり。  
然も此地は中國街道にあたり、海陸共に寔に緊要の驛たり、天正年中、豊臣秀吉、中國  
攻の當時、この堂舎を宿旅に充てしを見るも、其の堂殿の結構なりしは察すべく、殊に寺



備前國和氣郡片上町  
法鏡寺實住僧源部授與  
釋迦の涅槃像

るものと如し。(常照山法鏡寺の稿、参照)

法鏡寺所在の、藤野片上驛は、實に東西交通の要路、北方僅かに、熊山城ありて、元弘

社廢合の極端政策を樹てし、  
池田光政公の如きさへ、猶ほ  
寺領を與へしに見るも、寺誌  
の正しく、寺格の高かりしは  
察す可きなり。

其の旁証とも做す可き、諸  
記録の類は、全所の寺脇に在  
る眞言宗の寺院、眞光寺に在

の二年には、伊東大和守、此城に據りて戦ひ。建武二年には、兒島高德、等しく此熊山城  
に據りて、敵の大軍を牽制したるを以て、新田義貞、義助等、容易に船坂の險を抜きしか  
如く、實に和氣の宿、三石の兩所は、東西の交往避く可からざる、樞要の官道にして、藤  
野片上の驛、山の背を跨かつて隣りす。

而して貞和二年には、(正平元年)備前、美作の守護職として、赤松則祐、播磨白旗ヶ城に  
居せしと雖も、其の臣浦上宗隆は、備前三石の城に在りて、國政を執れり、其の一族の居  
城として、僅かに南する、藤野の片上に富田松の城を構へ、其の出城として、茶臼山城、  
東西相並ひて、城下また般賑を究めり。

殊に浦上は代々、妙宗を拜信せる、信徒なりしなり。大覺大僧正、また此の藤野の片山  
に、錫を停めて、靈所を設はれたる、以つて知る可きなり。

此の地里餘を出てすして、三國八塔寺には、後醍醐天皇、北遷し給ふの時、仮殿を建て  
給へるの地なり。併せて大僧正、此地の巡錫は、確かに元弘の前にある事を、疑ひ想

ふ可し、今に至るまでも、三國村南方大股の北方より、八塔寺へ通するの間道を、皇阪と稱し、八塔寺より、柿ヶ原に通する所に、興塚と稱して、帝通葎の紀念塚あり。(法泉寺、及參照)

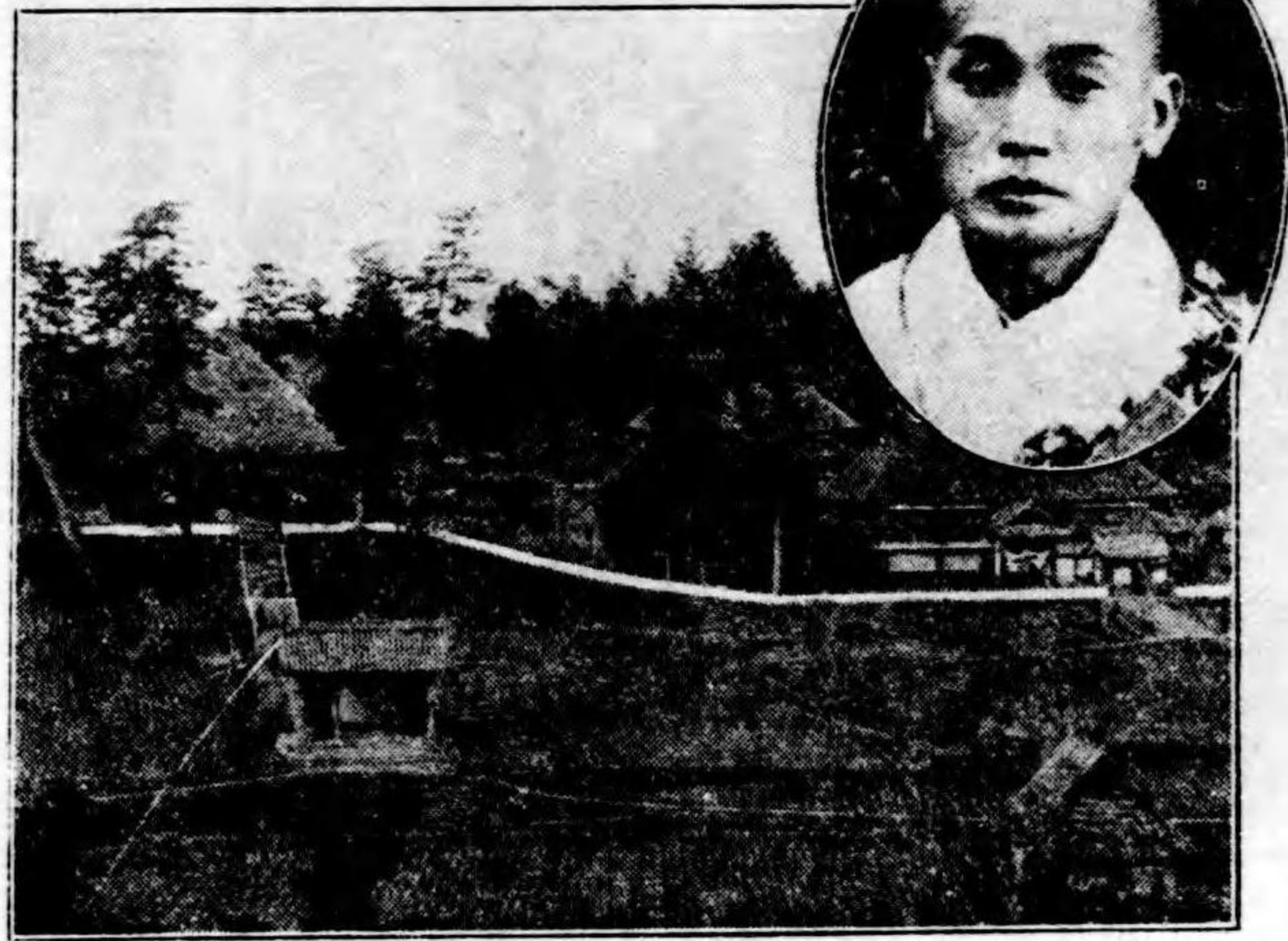
大覺大僧正と、伊達の一族………妙本寺

大覺大僧正、御事蹟の一部として、稍々明確なる、消息事蹟の、考査し得らるるものを備中國吉備郡野山の妙本寺なりとす。

妙本寺は、備中國の北部、賀陽郡野山庄、喜多村にあり、(岡山縣吉備郡) 美作國眞島郡と隣し、(眞庭郡) 小栗街道に沿ふて、大和山麓に位置し、松山の深林を背にして、南、日本三溪の一なる、備中の豪溪に接す、幽邃閑寂、晝梟啼くの仙境、人徒らに行き難き、辟諷の山地なり。

斯く僻諷の山地なるか故に、既往六百年の間、時に二百年内外、頽衰無住の時代なきに

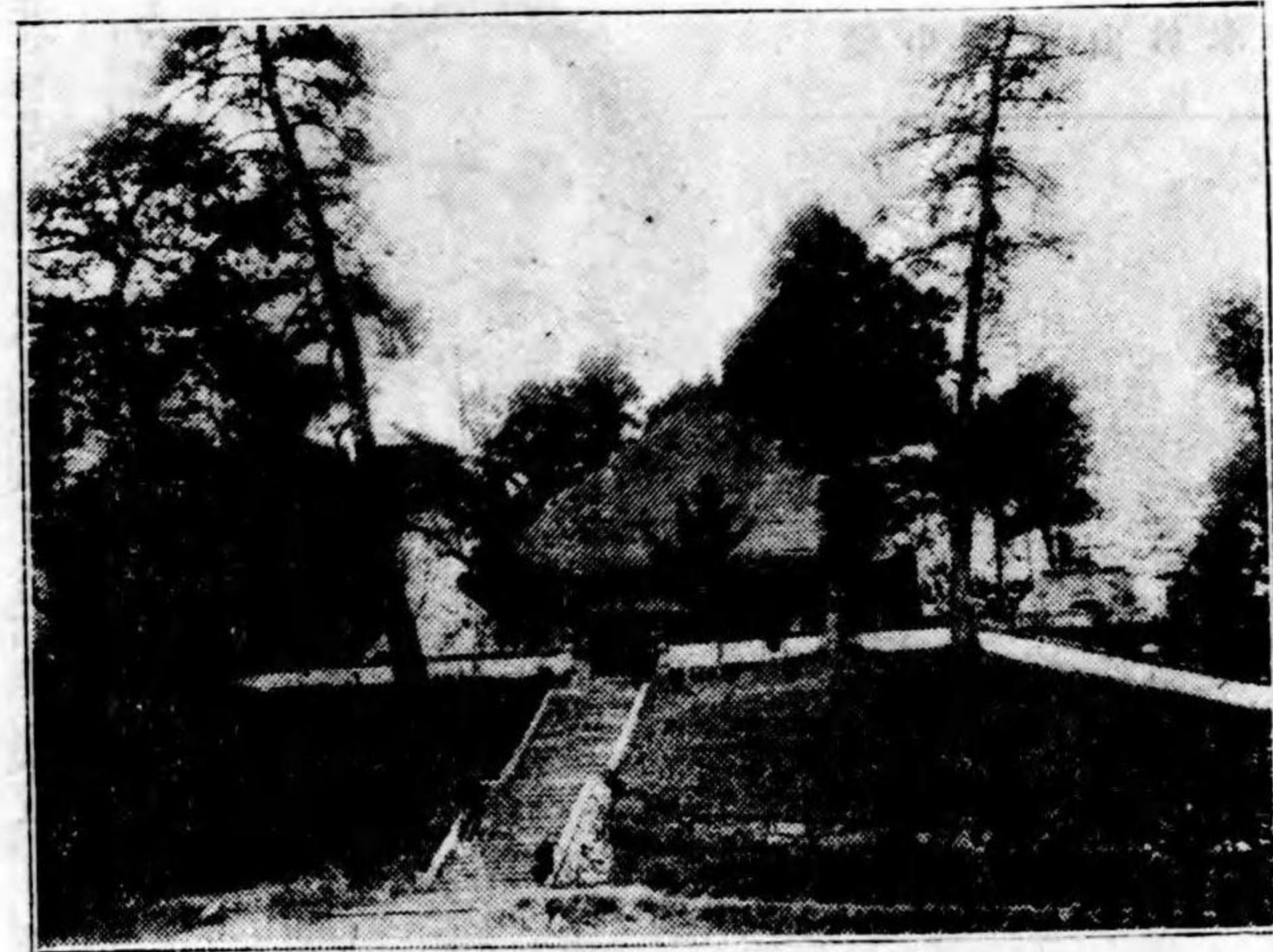
備中國野山妙本寺



非らさりとも、溪間千餘戸の農民、悉く妙宗の信徒にして、權教の徒は、唯たに一輩あるを知らず。

これ等の信徒等は無住頽衰の時代に於ても、己れの家を卻けて、能く妙本寺を護り來りし結果、幾多の靈寶も、………寶書の類も亦幸に他に紛るゝ事なく、再び得難き、千載不磨、寔に貴ふ可き、遺蹟の保存も、何等寸釐の遺憾なく、克く維持し來りしもの、啻に稀有の事たるのみならず、實に郷士庄民の總ての、其等提供の努力たるは、言ふまでも莫し、寔に此靈所、寔に斯の靈蹟と併せ以て贊稱す可きなり。

抑も具足山妙本寺は、備中國竹の庄の納地舞地、後に升形、府元山の城主、伊達河内守彈



備中野山妙本寺 大覺大僧正の當時の靈堂

正朝義の、建立する處たり。

「法號、金光院休賀日勇大居士。德治元年丙午十月十四日卒す。年六十六歳。」

大覺大僧正と、妙本寺との、關係を明らかに做すに、先たち伊達彈正朝義の、妙宗歸依の發端よりせざる可からず、(妙本寺記録と、伊達の後裔、岡山縣吉備郡大和村、野山眞男氏の系圖に因る。)「伊達彈正朝義は、奥州出羽、結城の全族にして、藤原長時の後なり、代々北條に仕へて、藏人たり、左近衛將監に任せられ、兵部大輔となりて、評定衆兼引付役たりしか、兼々日蓮上人、北條の爲めに、阻められ玉ひて、龍の口、法難の當時、其の警護の務にありたる侍たりしなり。」



備中野山妙本寺 寶什寺 經の留矢

常に鎌倉に在府して、日蓮法門の教旨を聞き、心竊かに拜心する事深し、時々身延山に潜行して、黙折の宗祖日蓮上人に拜し、提教を稟くる事、幾年ありき。

然るに左遷、備中國竹の庄に、封を轉せらる。既に入部の歳にあたり、道を甲州身延山に迂回して、宗祖日蓮上人に拜瞻し、這回轉封の旨を陳へ、中國に正法弘通の事を以て請ふ、維時弘安三年なりき。

日蓮上人、其の請を容れ玉ひ、他日に人を以てせらる、而して十界勸請の本尊を授與し玉ふ。

朝義の孫朝直、元弘の亂に、皇命を拜し、山城笠置に奮戦したる當時、此本尊を持す、北條滅亡の後、更らに此の本尊をは矢留の經と名付けたり。(妙本寺什寶)





反抗を請けず、和泉寺、円満寺、本迹寺、妙仙寺、妙音寺、眞淨寺、妙教寺等悉く寺壇ともに改宗して、竟に妙本寺の末寺とは成れり、爰に於て野山の庄、横谷、日羽、宍粟、有漢、金倉、柿村、舞地、七ヶ村の農民、一戸剩さず、舊宗の天台、眞言を捨て、擧つて妙宗正法に歸せり。

宗門一統して、民治また其の統治の容易なりしは、寔に見る可きものあり。今一郷の信徒の拜心之れを語るものなり。

之れ實に備前國に於ける、松田一族の外護と相似て、撰ぶ處なきを知るべし。(詳細は妙本寺々誌沿革の稿参照)

朝直、「法號、寶城院是觀日城居士。文和乙未年六月二十二日卒す行年七十八歳。」大覺大僧正、備中野山に、伊達朝直を訪はれしは、既に帝都に於て、日像上人より、事の次第を聞き知り居られしは、正しく疑ふの餘地なし。

然らば大覺大僧正の、眞言宗より轉じて、本化の妙法を信拜し玉ひ、日像上人に歸依し玉ひし、其の歲月の時機に對して、異論を生す可きに到らむ、然れ雖、之れ等は、唯だ表

面のみを以て、考ふるか故に、甚太了解し難きものあるか如きも、恁は明らかに証明し得らるゝなり。

开は即ち大覺大僧正の、本化妙宗に歸依し、日像上人に歸伏し玉ひしを、二個に別して知る可きを要す。

大覺大僧正、既に妙宗の法味を味はひ玉へとも、未だ其の法流を、日像上人より、稟け玉はざる時代、國情は益々險惡の徴を暗示し、君國の危殆測り知り難き、時に際し、日像上人の、慧護に因りて、佛法を布いて、王法を護持すべく、一度中國に下向し玉ひて諸族武邊の向背を、窺かに視察し玉ひし、事實を前ごし。

爾後、中國より一度歸洛し、又窺に嵯峨の大覺寺に御座し、天下の形勢を觀望し玉ふ時恰も延元の大亂起り、帝都の鼎沸渦の如く、躬ら北丹波街道を堅め、兵を率いて奮戦し玉ひしも、戦竟に利あらず、敗れて、山城國雞冠井の里、日像上人の庵に、潛行し玉ひしも、賊

軍また王軍の將帥を、摸索する事急なりしか爲め、其の慧命を全するに道殆ど窮まる。王業恢宏の爲めには、和漢何れも、先縦の例あり、即ち爰に名實ともに、妙宗に歸依し日像上人の、法弟と作り玉ふて、更らに中國に下向し玉ひしは、一点疑を容る可からず後卷の結論に於て、支証を擧げ、詳細すべし。斯く二様の見解を下して、大覺大僧正の、中國下向を、推考せば、今日美作國に在りて見れば、明日備前の一角に顯はれ、今日播磨に停錫し玉へりと思へば、明月備後國に、法を布かる、或は淡路に、又紀伊、和泉に、攝津に在りと思へば、忽然として備中國に見る其の足跡の奔散なる、然も其の教化を稟けし者は、悉く其の土地の豪族、古族なるを見る、其の教化の、高きより低きに迨へる、裏面の消息又以て想像するに足る。

前例に於ては、日野資朝卿の、山伏の姿に身を窶して、諸國を行脚し、地理人情を探りし、例あり、後には、梨本の門跡、三井より、大和の奈良に落ち給ひ、紀伊に巡り玉ひし殷鑑あり、或は後光嚴院、高野、熊野に詣て給ひし事例あり、以て大覺大僧正を、近衛經忠の子と現はれ、又一面に嵯峨大覺寺の宮と、分れ現はるゝに至りしも、蓋し故なきに非

らざるなり。(後卷、近衛經忠卿の稿、参照。)

斯の如き足跡に於ける、大覺大僧正と……當妙本寺との、年代其の他の事蹟關係を推考し來れば、諸種旁証の語る處、明らかに正中、嘉曆の年間に於ける事を知る。(野山妙稿、參)



備中野山妙本寺伊達追悼會  
及其一族

爾後と雖も、時々當妙本寺へは、其の錫を枉げ玉ひしは、又争ふ可からざる事實を語る旁証あり。其の最後とも、推証すべきは、其の授與の本尊にあり。之れ貞和二年六月と記さる、

「全地の古老堀仲治氏(七十)の口碑に由るに、自己の覺へし、曾父の口授には、當妙本寺は、嘗て大僧正の、開基し玉ふ處

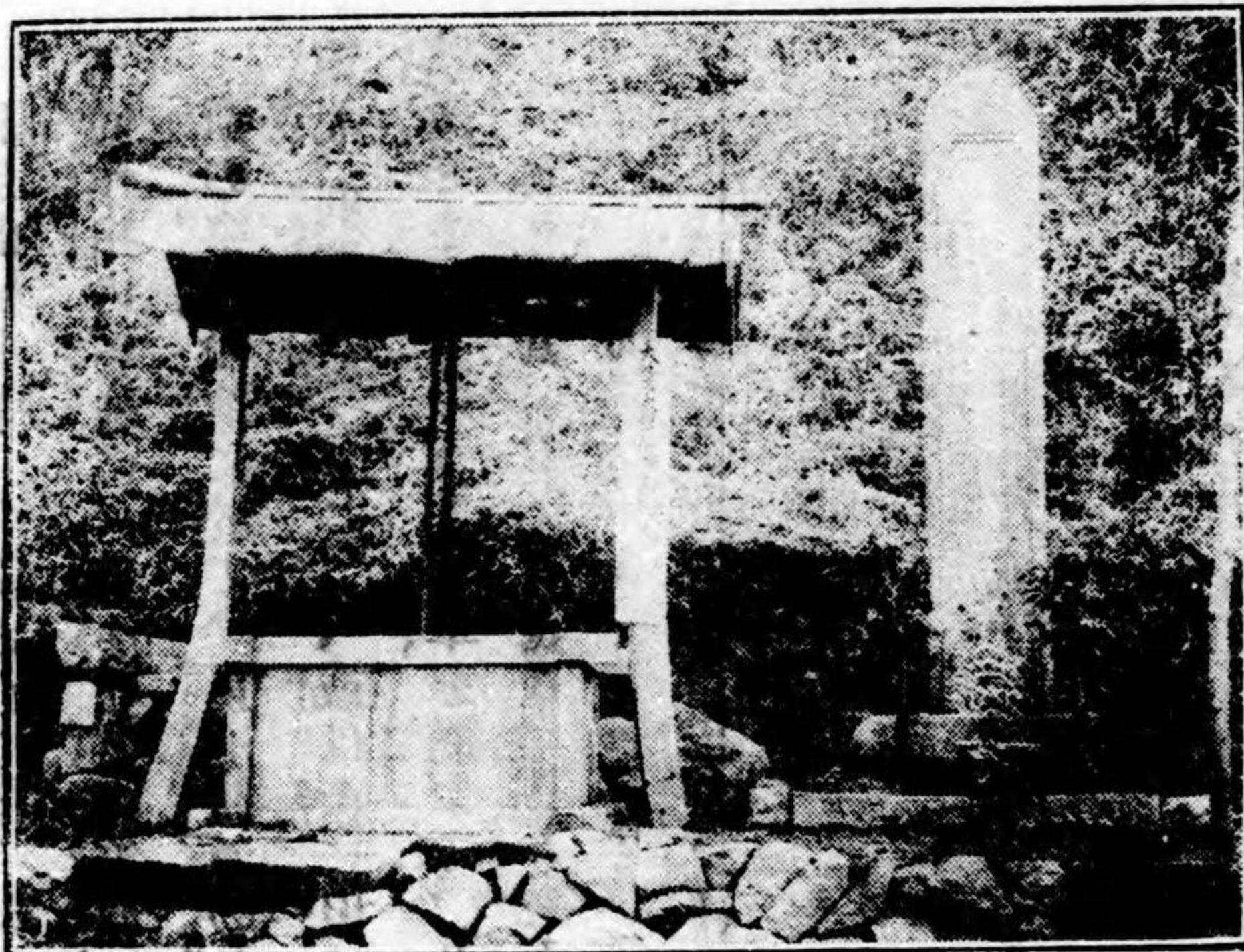


備中野山妙本寺實  
大覺大僧正所持と稱する  
珠 數

由緒定に正しく、三ヶ年を、當妙本寺に暮し玉ひ、當所より備中輕部に赴き玉へり、城主伊達の信仰厚く、伊達家朝廷の爲めに従かひ、繼いで滅亡せしと雖、其の由緒の正しき爲め、正式の御行列を以て、毎年五月十三日、京都禁裡の中御門殿より、御代參として、仙石中務殿、御參拜あり、妙本寺檀末の男女に至るまで、其の當時は何れも役割を以て、之を迎へ、全村の男女、悉く業を休みて、堂前に拜禮す當時警護の爲めに、備中

高梁藩より、家臣數十名を差添へらる。此例は元治年間まで、絶へて一年も缺けし事なかりしと言ふ。

當明本寺の菊花御紋章は（襖欄間等悉く菊）、其の往昔より傳へ來りしものなるも、嘗て其の來歴を知らざりしか、天保年間、大破せし時、京都の中御門殿より、其の修繕に



備中吉備野山和泉寺靈蹟  
大覺大僧正洗足の井戸

あたりて、再び御紋章を賜はりしとは、其の父等より、夙に聞き傳へ居れりと言ふ。』  
附言、三年三月とは、甚た信じ難しと雖、又徒らに閉却し難し、確かに幾度もくも、大僧正の錫を枉げ玉ひしは、毫も疑を容れず。

其の末寺、和泉寺は（嘉歴の年、眞言より改宗せし寺院）備中の南部よりすれば、避く可からざる、沿道にして、妙本寺を去る、里餘、之れより道平坦にして、妙本寺に達する處に容易なり。當時大覺大僧正妙本寺に到らるる際は、多く此の和泉寺に於て、旅装を改め玉へるは、其の御足洗の井戸と稱して、野山千戸如何なる、人々も之れを傳へて、謹嚴甚だ敬し、かりそめにも近つかさるにあり（因みに後巻、和泉寺の稿參照。）

具足山妙本寺、前としては、大僧正各國探察に屈強の、要地たりしなり、後としては、三備作州の各地に、正法弘通の策源地たりしと見るを得べし。

斯の堅要の地に於て、正法弘通の計を樹て王ふて、東せられし乎、將た西せられし乎。南北、判明し難しと雖も、或は西に出て、又南に其の錫を向け玉ひしは、之れを立言するに躊躇せざるものあり、章を逐ふて、其の系統を陳ふべし。(後卷各寺の稿、及び妙本寺々論、沿革の稿参照)

因みに、具足山妙本寺の稿は、後卷に於て、悉くを詳説するの豫定なりしも、日々展開して現はれ来る、事蹟の系統上、僅かに其の大体を、爰に記し置くの必要を認めり。最も其詳細は、猶ほ調査の必要と做すものあり、故に後卷に於て、詳述すべし。

### 大覺大僧正と、本蓮寺

大覺大僧正、備前國、備中各地の、弘通に對して、其の發軔の地は、先づ備中國野山妙本寺を初めとし。(岡山縣吉備郡大和村單稱日蓮宗 備前伊福の妙善寺。(岡山縣御津郡伊島村字津島不受

備前牛窓本蓮寺及石原但馬古城趾



不施派) 全國濱野の松壽寺(全國御津郡福濱村字濱野本門法華宗) 而して當本蓮寺を指

さる可からず。(全邑久郡牛窓町本門法華宗) 經王山本蓮寺は、其の初め單に法華堂と稱して寺號山號等はなかりき、永享十年の春、日隆上人の法弟、日曉上人此地を巡錫して、法華堂を改ため、經王山法華寺と名付けり、其後、長備前國牛窓本蓮寺【鷲勇松】



四九二  
祿二戊寅年五月、日隆上人牛窓に下向し、更らに法華寺を改たためて、本蓮精舎と號せしむ

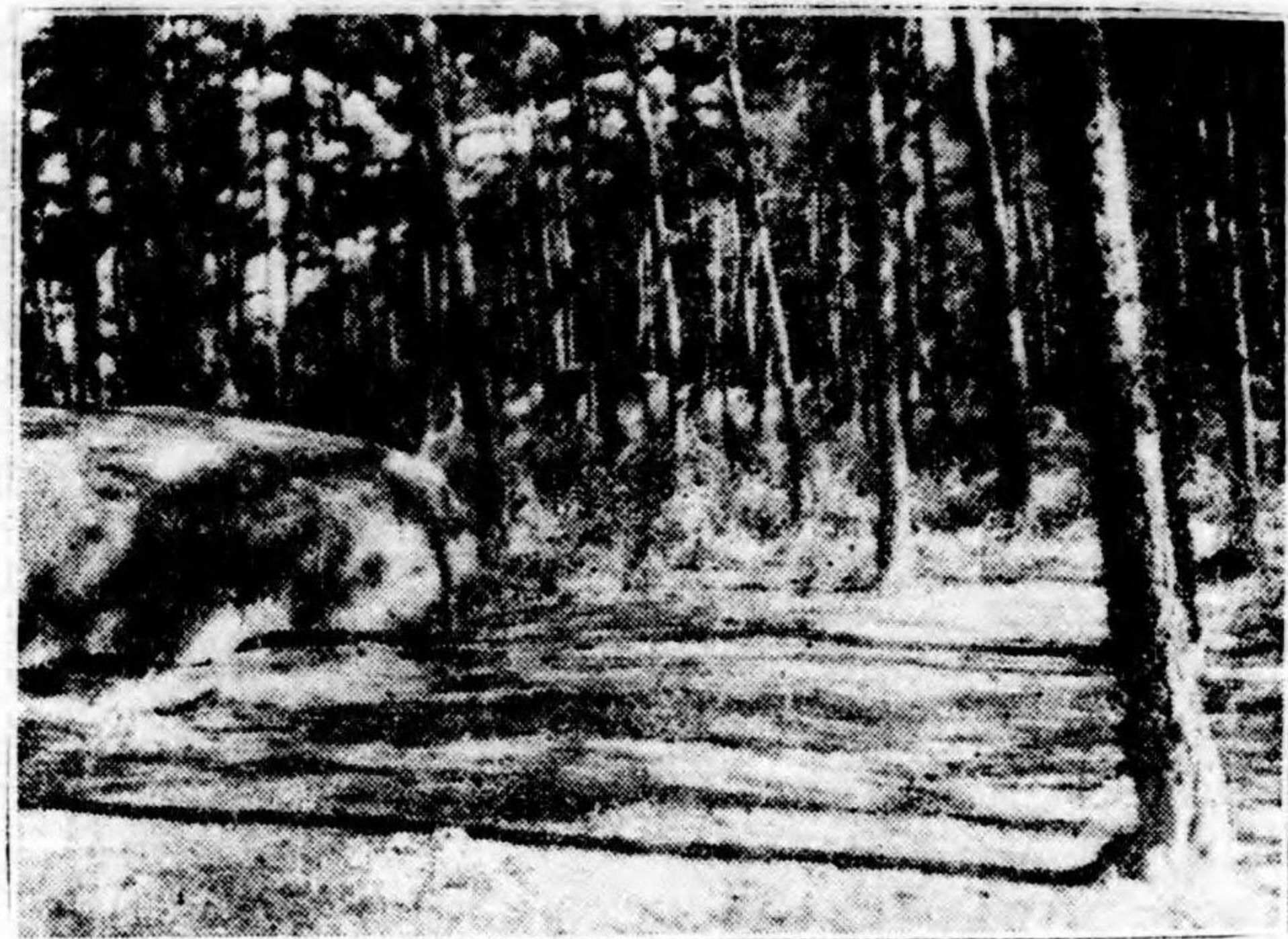
大覺大僧正、牛窓の地に巡錫し玉ひて、城主石原佐渡守「法號、信功尊儀。」を、教化し玉ひて、鹿忍の古族、小等原の一族を、更らに教化し玉はん、思召なりしは、其の消息文等に徴して、窃かに窺はる、殊には建武三年、貞和二年、元徳二年庚午二月等、記載の本尊に見るも、屢々此の地に、來往ありしは、又知る可きなり。

殊に和田の南、太泊の乙子に、大富太郎幸範あり。(建武中興、南朝の忠臣) 加も和田備後守範長等の、交往ありしを見る。(和田範長は、兒島高德の父) 以て大覺大僧正の半面を察す可きなり。(後卷經王山本蓮寺々誌に委し。)

因みに、本蓮寺の稿に於ては、充分の調査を遂げ史實材料の得るものありと雖も、大僧正發軔の系統上、其の根本ども徹すに足るものあり、故に結論の場合に引証するを、便利とすれば、爰には遺憾ながら省略する事とせしむ。

### 大覺大僧正、石川左衛門佐

備中國都窪郡清音村字小屋谷の地に、法華寺と稱して、堂塔莊麗を極めし、一精舎あり



石川左衛門佐石ケ鼻城趾

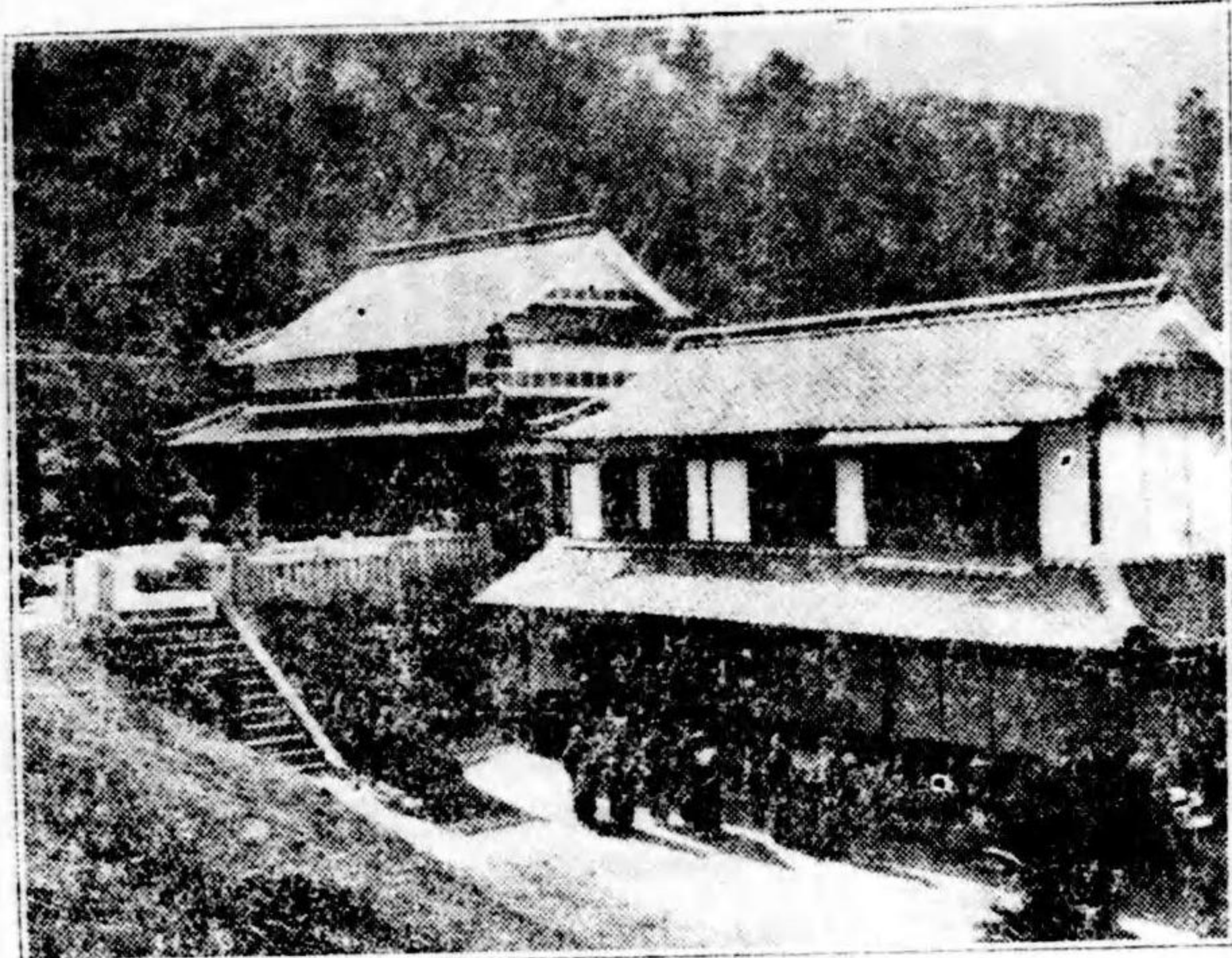
しか、恁は備中石ケ鼻の城主、石川左衛門佐和義、其の子治部大輔官義の菩提寺たりしなり然るに寛文の年間、岡山藩主池田光政公のため、破却を受け、法燈爰に絶へしも、元祿

元年、還俗僧元兵衛なるもの、法華寺當時の、大僧像遺品を集めて、一小堂を建立して、竊かに之れを祭祀し、位牌堂と稱せり。

法華寺破却と全時に、其の檀信徒も、悉く他宗に轉じ、(眞言)法燈明滅、軒傾き、廂雨漏れりと雖も、其の靈跡舊所を拜心して、又參詣する者少なからず。

「彼の石川左衛門佐の、遺言とも傳へて、元祿四年、小助なる者の手記せし、記録に見れば城主石川左衛門佐殿より、寄進の品々を掲げて後年この靈蹟を保つに、供養の資に、事を缺か

ば、我墓を拓いて充つべし、云々との、遺書に見るも、石川左衛門佐等の、大僧正に如何



備中元法華寺跡の小屋

〔後巻輕部の正法弘通の稿、参照〕

大覺大僧正、此地に正法を弘通し玉ひし、其の系統に於ては、或は野山の妙本寺より、此地に錫を轉じ玉ひしは、既に争ふ可からざる事實にして、一点の疑を容れざるも、又伊福の福輪寺より、元弘年間、此地の古族、石川左衛門佐を教化し玉ひしこは、知る事を得べし、并は開基當時よりの本寺伊福の妙善寺云々の、記録に依るも、備前の富山城下より、備中に發軔せしを察せらる。

而も此地には、屢々來往し玉ひ、又久しく錫を停め玉ひしも、更らに疑ふ能はず、并は金金具の彫刻ある、菊花御紋章の、目釘を打てる、中啓の如き(旭扇の事)遺品は實に大覺大

(備中國都窪郡清音村元法華寺俗に位牌堂大覺大僧正の遺品也)



僧正の、其の半面を語るもあり、加之、石川左衛門助、足利直義と、備中一の宮に戦ひて敗れ、遂に唐河野に戦死するに至るや、御自作の大黒天の彫刻を、半はに打捨て置れたるか如き、兎も角急遽とし、此地を發し玉ひしは、之れを察する事を得べし

然るに當寺内に、一基の寶塔を建立し玉ふ(口繪及三輕部大)加も斯の石



(備中國都窪郡清音村小屋谷法華堂也)

材を、野山妙本寺より、運ばしめ玉ひしか如き、實に伊達の一族と、石川左衛門佐との、連絡ありし、重きを知るべし、(後卷備中南部の弘、通沿革の稿、参照) 因みに、當位碑堂(廢寺法華寺)の稿は後卷に編入す可きものなれば爰には省略する事とせり。

大覺大僧正と、三輕部の題目塔

人呼むて、備前の三輕部と云ふ。恁は是れ備前、備中の兩國に跨りて、全一名の輕部と稱する、村落のありて、斯く呼ひ、斯く稱するの所以には非らざるなり。

其の備前の三輕部と通稱するものは、備前、備中の兩國中に、三個處の自筆彫刻の、寶塔あり、之れを指して、備前の三輕部と稱す。

現在の其の所在地は。

備前國和氣郡和氣町字益原、大樹山法泉寺にあり。又

備前國御津郡一宮村字西辛川に在り。又

備中國都窪郡清音村字輕部にあり、之れを總稱して、備前の三輕部と通稱す。

然れ雖、備前國赤磐郡町刈田村字輕部には、大覺大僧正に對する、重大なる遺蹟の存するものあり。(後卷備前の輕部巡錫の稿参照)

和氣郡益原の、大樹山法泉寺にある、七字の題目塔は、康永二年の建立に懸るものにして、備中國輕部の大覺堂にある、曆應五年の建立の、翌年にあり、而して御津郡西辛川村の寶塔は、其の先き曆應の元年に建立せられたるものなりと言ふ。(後卷、大樹山法泉寺、石川備中一の宮唐河合戦の記の稿、参照)

備前國御津郡一宮村字西辛川に在るの、寶塔は、全所妙蓮寺内にありしものなるか、寛文八年、池田光政公、該寺、廢滅の當時、之れを沒收せられしものなり、然るに其の後、備前國上道郡富山村大字丸山、曹源寺内の、大光院に移し置きたりしか、何者か之れを盗み去りて、久しく其の所在判明せざりき、然るに地方一般の信者は、其の礎石のみ、殘れるを、お跡様と稱して、常に參詣する者、絶へざりき。

更らに備中國清音村字輕部の、寶塔は、法華寺廢滅の後、之れを田圃の畔に移して徒らに牛繫の用をせせり、然れ雖も、又拜信の信者、拜詣するもの、四時絶ゆる時なかりき。其の備中誌に記載せる處によれば。

「大覺大僧正、筆蹟の碑、輕部村山の麓、廢寺の跡に在り。石塔の長さ八尺計りにして、三方に名號を彫り付けたり。」

其の表面に、南無妙法蓮華經の、七字を彫り付く。  
此の石塔を、近世愚昧の者等、參詣のたびに、碎き取る、可惜事也。」とあり其の碑面に。

先考相當十七ヶ廻

法華宗

右悵趣者忌景所造(存史)靈

曆應壬午五年莊濱

法界衆生平等利益

他の二個所の題目塔は、未だ之れを實際に調査する事能はざる事情あり、并は屢々此寶塔を、盗み去るの故に、實に嚴重なる、石籠に納めあり、其の爲め容易に、之れを見る事さへ能はず、然れ雖も、大僧正か、斯の三個所、何れも足利直義、九州の大軍を率ひて、備後の鞆に上陸し、陸行都に上らんとする、戦跡にあつて、此の寶塔の題目碑を見る、抑も何故大僧正の之れを此地に残されたるかにあり、寶塔存在の消息、其の裏面の精神を知るに至らば、實に豫想外の事實を、發見するに至るべし、後卷各稿の部に於て、之を悉らかに做すべし。

備中國清音村輕部の、寶塔に至つては、備前の人、妙宗篤志の信者、瀬川是吉翁。(七歳) 明治三十年頃より、一身を此寶塔拜護に抽し、生家を捨て、單身輕部の山奥に這入り、三伏の炎暑にも、鐵を取つて、道を開き、凛烈身を切るの嚴冬にも、鐵杆を以て、岩壘を拓らく、二十有餘年の、刻苦力勵、雜草生ひ茂る山腹を、開拓して、大覺堂建立を發願し、事蹟將に成らむとす、其の計劃指導の任は、矢吹是秀師之れに當れりと雖も、又瀬川翁の生命は、正に此の寶塔の拜護に捧げり、遂に此の地に葬られむを希ふの至情、一心圖大の至誠、斯の古老にして、克く此の大事を成す、皆之れ大覺大僧正、拜心の汗と大覺大僧正、恭慕の涙によつて、築き上げられたるの、賜なればなり。(後卷備中輕部大覺堂の稿參照)

大覺大僧正と、法妙寺

法妙寺と、大覺大僧正とは、直接せる關係は非らざるも、大僧正の彼の請雨修法の、傳説の如何に、信徒等の心根に、深く拜心、隨喜の心根を、培ひしも乎、其の尤も好適例とも做すは法妙寺こと、其事例を語るものなり。今其繁を避けす、爰に概要を掲ぐれば。



爰は大阪城の東、鷺の杜の、片傍りに、



〔寺妙法山石木〕目丁八町谷區東阪大

柚木の柱、萱葺きの屋根、竹椽は四圍に繞れども、床座には、荒庭を張り延へて、見るから賤小かなる、汚穢の一小庵。

さて此の庵に住へる者は、抑も如何なる、素性の人の佗住居にか。

「去ても不思議……」

朝のまたきより、暮入相の頃に至るまで、南無妙法蓮華經、々々……と、題目を唱ふる聲は戶外に漏れて、終日す、讀經に餘念なき、……却説も、呷かし、行僧と、識るも知らぬも、其の噂さとりく。

隠れなかりし、鴻徳の聖僧、「玉樹院日旂上人の、」閑居練行、仮りの道場とは知られぬ

これ一代の碩學者と聞へ、其譽れまた、一世

一乗妙典の香煙、此の小庵より、緩ひき出て、靈氣四方に垂るゝ處、雨聲風聲と妙音唱題の聲、相和して、一廉の淨土とは、察せらる。

初の程こそ、野良の仕事の、手間隙きに、日蔭もごめて、竹椽に憩ふ、四五の農民に、謗法亂雜の法罪は、世に言ふ、五惡十逆の罪よりも、其の罪猶更に重くして、其の法刑は又遁る能はざるものぞ。

眞言と言はず、念佛と言はず、禪律ともに、其の教は、慈父釋尊大法主の、十方佛土の衆生に、其の大慈悲の、慈眼を垂れ玉はんとする、前提の方便たる、權教なれば、諸衆か其の方便の仮りの經法に、囚はれて、如何て、釋尊慈悲の恵みに浴し得へけむ。

一日早く寸心を改めて、權の教の家を棄つれば、一日速く大乘の法味に霑ふて、其の人安すく、其の家睦まじく、此國土また安穩たるべし。

農民手を休めて群へは、恩慈揚々として、愚昧の農民を導く。始めの程こそ、笑ふもあり、又嘲ける如き、貌の民もありけるか、遂に聞思の境を超へて、今は其の教法に耳を傾くるに至る。

日を経ち、月暮れては、偏へに農民の、福田を展らき、夜毎く、に聽聞せんとして、男女相

混じて、携さへ集る者、小庵の裡、錐を立つるの際なきに及べり。

誰れ音頭と云ふ事を知らず、寄進申して、御堂建てよッ、………浄議一齊に纏まりて鷺の杜の、西北方墾田に地をトして、其の御堂を建つ。

老いたるは、財囊を披きて、淨財を賽進し、若かき男女は、口々を持ち行きて、建堂の工に従かふ。

今は輪奐の美、悉く備はりて、五間四面の堂宇は、儼然として、鷺の森の雲表に聳ゆ  
「時は之れ、永祿五年如月の上澣なりき。」  
日旂上人、之れを本石山と號し、法妙寺と寺稱す。

其の後寛永七年の師走、怪火鷺の森の農家より出て、折からの生約嵐に煽られ、紅蓮全村を甜め盡して、類火は遂に本石山妙法寺に迫ふ。

歸依の男女、右往左往に騒ぎけるも、如何せん、猛火は、迎も人力の及ふ能はず、莊麗を誇りし、法妙寺の堂塔も、憐れ棟墮ち、柱折れて、信徒結晶の大伽藍も、今は空しく烏

有に歸しぬ。

昨日まで輪奐の大を誇りし、本石山も、礎石累在焼跡に赤かすみて、轉満目荒涼たり

其の後、法燈輝けとも、再建遂に其の機なく、僅かに果敢なき、香煙の爨くのみ。

然るに全山の八世、智定院日邑上人、また賢徳の譽れ、近國に高し。

師、法妙寺の往事を追憶する事、甚太深きものありて、程遠からぬ、浪花の石町に、草塔を移して、一先鷺の杜の、草庵を閉ちにき。

然るに當時一世の博學を以て、世に囃さる、近松門左衛門、妙宗に深く歸依し、日邑上人を、師と倣して、佛道に入れる事、篤し。

日邑上人、往時の本石山法妙寺の、來歴を語りて、其の再建の事を、近松門左衛門等に協かられたり。

門左衛門又當時、妙宗に歸依の敦き、法妙寺の信徒總代、備後屋小兵衛、布施屋吉左衛門等に議す。

爰に於て、備後屋小兵衛、其の頭領を取り、正徳四年の春、再建礎石の工を起す、享保

元年十月、祖師堂、番神堂、本堂、庫裡、全く竣成を告ぐ、工裝定に莊麗を盡せり。

華麗再建の工終り、先づ第一に議するは、開堂會式の様法なり。

衆議各々にして、區々決せさりしか、門左衛門、小兵衛等の、發議によりて。其の本寺京都妙覺寺に安置せられある、請雨祖師の木像を借り請け、併せて之れか開帳の事を以てす。

「抑も請雨祖師の木像と言ふは、文永七年宗祖日蓮上人、相州田鍋ヶ淵に、請雲修法の靈驗嘉例に任せ、大覺大僧正、桂川に請雨の法を修されたりと傳ふる、木像。」

之れを迎へて、開堂を兼ねて、開帳の供養を行ふこそ、機宜寔に宜しかるべしと、議爰に決す。

即ち日邑上人、近松門左衛門、備後屋小兵衛、布施屋吉左衛門等相伴ひて、京都本寺の妙覺寺に至つて、此旨を陳へ、情を具して、措らく遷座の事を請へり、本寺妙覺寺また其

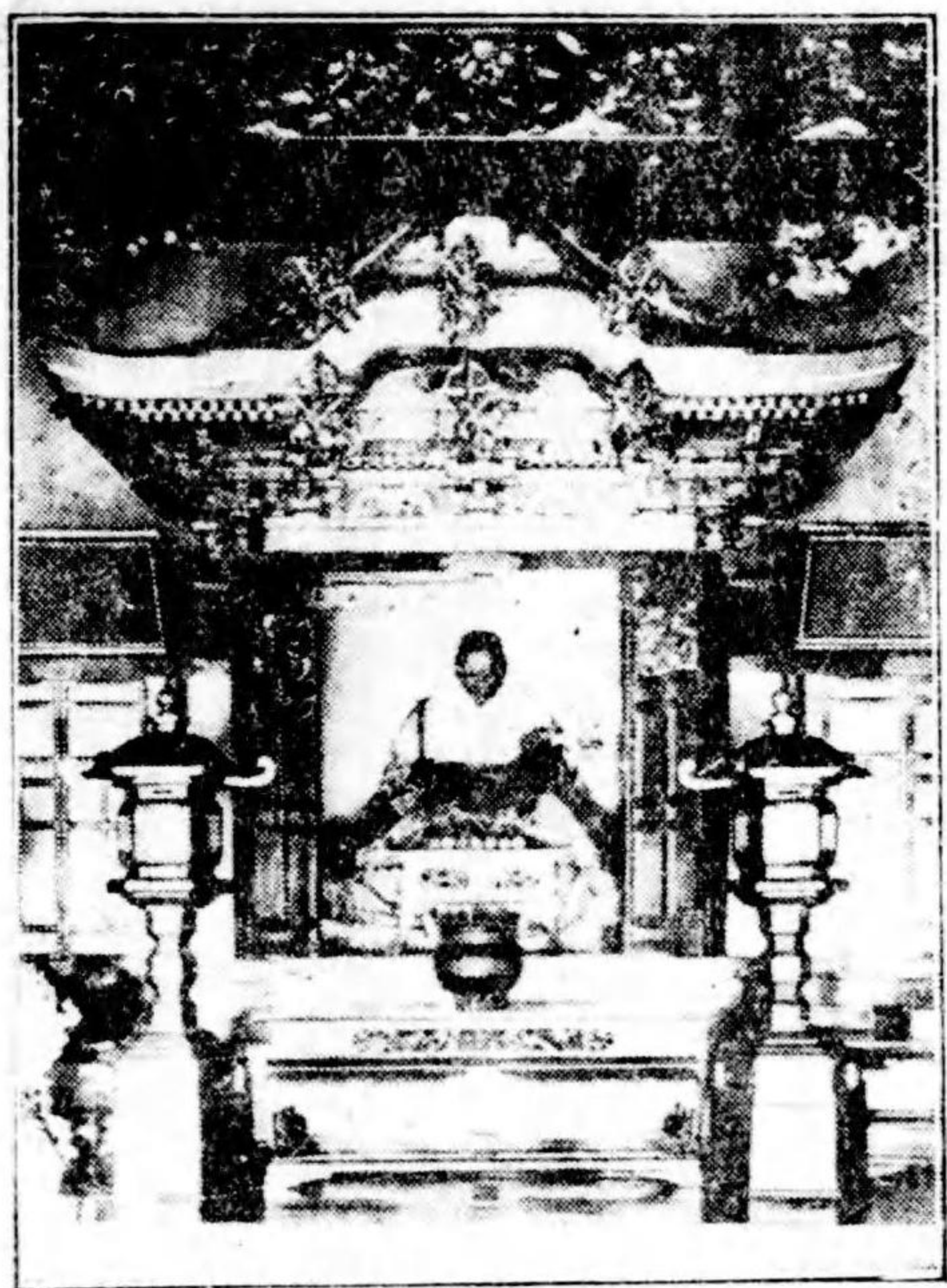
の旨を諒とし、期間二十一日、其の遷座の事を諾す、之れ、享保二年三月五日なりき。

満都の男女、參拜する者、絡繹として、人道に絶たず、信徒の誇り、妙宗の面目更に一段を加ふ、結縁二十一日開張、滞りなく終りを告ぐ、全二年四月三日、愈々木像を、本寺妙覺寺に歸座せしめむとす。何故乎、信徒等の之れに手を借す者なく、三々五々、相寄り相集まりて疑々、密議す、之れ他なし、信徒等の、木像返座を欲せず、惜別禁じ難く、斯く事を肯せざるにありしなり。

錯端紛糾して、今日と過ぎ、又明日と經ちて、旬日早く暮る、妙覺寺よりは、頻りに其の歸座を逼る、反感は信徒の慾求を嵩めしめ、竟に強剛之れを拒絶むて、噪擾寧日なし、不穩の情勢、洵に計るべからざるものあり。

日邑上人、小兵衛、門左衛門等百方懇諭する處あるも、其の直情は到底、之れを容るゝの餘地なし、然れ雖、妙覺寺と日邑上人との間、事情甚太許さざるものありて、憂色殊に深けれども、信徒等は毫も之れを顧る者なし、既に其の年も暮れむとするに、猶未だ解決實行せられず、荏苒日久し、加之、鷲の森の信徒等、また浪花の信徒と相呼應して、

形勢は益々不穩を呈す、門左衛門、小兵衛等の斡旋も、其の効甚た奏し難きものあり、又如何とも爲すに由なし、日邑上人、憂懼竟に意を決して、本寺、妙覺寺に至り浪花信徒等



大坂東區谷町八丁目  
法妙寺寶實の師像

の情勢を陳情し、向ふ一ヶ年、預り安置せむ事を、偏に乞ふ、爰に妙覺寺の信徒等また之を耳にし、甚た喧囂を究む、紛糾紛亂、事態殆ど容易ならざるものあり、妙覺寺、深く浪花の信徒に同情する處ありて、自壇の信徒を、深く慰撫し。向ふ一ヶ年を限り、妙寶寺に預くる事を諾せり、浪花の信徒等、勸喜言ふ所を知らず、忽ち相協り、更に淨財を募りて地を改め、空堀の西、墓の谷の高陵に、(谷町八丁目)五間四面の、祖師堂を、建立し、梓戸を堅鎖して、信徒日毎に交替し、之れを護る、參拜の男女に至るまで、一々に誰何と梓戸の外に於て拜

せしむるか如き、其の狀殆ど暴戻に遷し、一年の期、既に來りて、其の返座を迫らるゝも如何て人耳を藉べき強硬愈々加はり到底、返座の其の實行は容易に行はれ難し、歳も暮れ年迎へ又歲來たるも、荏苒として、返遷、遂に行はれず、爰に幾年の星霜を經にき、斯の如にして、妙覺寺、請雨の祖師の木像は、大阪谷町、妙法寺の尊寶と爲りて、僧俗信徒の日暮に磐拜する處となる、遂に其の今日に及べるものなり。

法妙寺、祖師堂の前、一代の才學を以て、天下に洽ねく知らるゝ、近松門左衛門の墓碑と相面する處、今猶ほ往事を語るものゝあるか如く、嵩高焉として襟を正さしむ、まことに其の所たり。

大正五年十二月二十一日印刷  
大正六年一月十一日二版

正價金貳圓參拾錢

著作權  
所有

著作者

村宏

岡山縣御津郡金川町字  
金川九百六十六番地

發行者

川上逸太

岡山縣御津郡金川町字  
金川九百六十四番地

印刷者

井宇吉

岡山縣岡山市船頭町八  
十二番地ノ一

印刷所

山陽新報社

岡山縣岡山市西中山下  
百五十四番地

發行所

岡山縣御津郡金川町字  
金川九百六十四番地

ゼニヤ號川上書房

特約賣捌所

岡山市大字下ノ町  
京都市東洞院三條上ル

會社資細謹舍  
村上平樂寺書房



277
701

終

